

横浜市港南台地域ケアプラザ

第5期・指定管理者の応募書類

事業計画書（様式2）



地域の方がいつまでも健康で安心して暮らせるよう、地域や利用者の皆様とともに、
私たち地域ケアプラザの職員が、精一杯頑張っていきます。



社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部

神奈川県済生会

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害児者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

横浜市地域ケアプラザ条例

第1条 市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービス等を身近な場所で、総合的に提供するため、本市に地域ケアプラザを設置する。

第2条 プラザは次の事業を行う。

- 地域住民の福祉活動、保健活動等の支援及びこれらの活動の交流のための施設の提供
- 福祉、保健等に関する講習会、講座等の開催 ○福祉、保健等に関する相談及び情報の提供
- 福祉サービス、保健サービス等の提供に関する調整 ○居宅介護支援事業等

指定管理者として行うべき取組

<基本的な考え方>

地域ケアプラザ条例に基づき、横浜市及び港南区地域福祉保健計画を推進するために、地域、区、関係機関との連携によって、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け努力していきます。

<具体的な取り組み>

1 地域や関係機関と連携し、地域福祉計画を推進することが役割と考えています。

地域や区、関係機関・関係事業者等との連携を強化し、様々な地域の福祉保健課題の解決に向け努力し、地域福祉保健計画を推進していきます。

2 地域包括ケアの推進に向けて取り組んでいきます。

- ①医療機関と介護事業所等による情報の共有化等による医療・介護連携を進めます。
- ②できるだけ多くの人に認知症サポーターとなってもらう等により、認知症対策を進めます。
- ③関係機関・事業所・地域とともに地域ケア会議を行い、地域課題の解決に努力します。
- ④要介護高齢者を支えるため、地域の方とともに様々な生活支援サービスを充実させます。

3 「共助」の取組を厚くするために取り組んでいきます。

- ①地域の状況からも見えるように、一層の高齢化の進展に合わせ、「自助」、「共助」、「公助」を組み合わせた仕組みが重要です。
- ②特に地域ケアプラザは、地域における「共助」を一層厚くするため取り組んでいきます。

4 特に、ボランティア活動の担い手育成に向けて取り組んでいきます。

港南台地区はボランティア活動が活発ですが、港南台福祉ネットワークなどのボランティア活動をさらに活発化させるための支援を行うとともに、ボランティアの高齢化に伴い、新たな担い手の確保及び育成に取り組んでいきます。その一例として、近隣の高校生や専門学生等の若い世代に地域ケアプラザで行っている事業にボランティアとして、参加していただきます。また、既存のボランティアに対してもコロナ禍前に開催していたボランティア交流会を再開します。

5 高齢者の視点としては

- ①地域の福祉ネットワークと連携して、高齢者の日常生活の支援を進めます
- ②高齢福祉に関する情報を提供するとともに、居宅介護支援サービスを提供します。
- ③民生委員や区と連携し、一人暮らし高齢者の見守りや高齢者虐待防止の見守り活動を進めます。

6 子どもの視点としては

- ①地域、関係団体、区等と連携し、子ども達が健やかに育つよう様々な支援を進めます。
- ②子育て支援に関する情報提供を行うとともに、子や親同士の関係づくりの場をつくっていきます。
- ③区や地域の様々な団体等と連携し、児童虐待を防止するための見守り活動を進めます。

7 障がい児・者支援の視点としては

- ①障がい福祉制度等に関する情報提供を行います。
- ②地域、関係団体、区等と連携し、障がい児・者の居場所づくりや余暇支援等事業を行います。
- ③障がい児・者との交流や作業学習を通じて、お互いの理解を進めるための事業を行います。

8 地域福祉保健の中で、防災という視点が重要となっています。

近年の大規模災害等で、地域防災対策の必要性が高まっています。災害時に要援護高齢者を支援するとともに、福祉避難所としての役割を果たしていきます。

応募理由

1 地域との信頼関係を生かし、地域ケアプラザの円滑な運営を引き続き担いたい。

- ①済生会は、平成6年11月の開所以来、30年間継続して港南台地域ケアプラザの運営を担わせていただいております。
- ②その長い運営期間を通じて、地域の様々な団体・ボランティアの皆様との、信頼関係やネットワークを築き上げてまいりました。
- ③済生会が築き上げてきた地域との信頼関係は、港南台地域ケアプラザを円滑に運営していくためには必要不可欠なものだと考えています。
- ④地域の皆様とともに活動し、一層充実した福祉保健サービス等を提供していくことで、いつまでも健康で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、微力ながら貢献していきたいと応募をさせていただきました。

2 慣れ親しんだ人間関係の中で、安心してサービスを受けていただきたい。

- ①ケアプラン等の介護サービスを受ける方にとっては、介護や相談等を担当する職員との人間関係・信頼関係が大変重要です。
- ②慣れ親しんだ人間関係の中で、安心して福祉サービスを受けていただくためには、済生会が引き続き運営を担っていく必要があると考え、応募をさせていただきました。

3 横浜市南部圏域にある他の済生会施設と連携し、その中で施設運営を引き続き担いたい

- ①港南台地域ケアプラザがある港南区では、済生会は横浜市南部病院、南部訪問看護ステーションを事業展開しています。
- ②上記の港南区にある済生会の1病院2施設は隣接しているため、定期カンファレンスや研修等を通じて常に連携をとってきました。これまでの医療との連携を継続していくためにも、地域ケアプラザ運営を引き続き担っていききたいと思い、応募をさせていただきました。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

1 地域の特色

(2024年9月末)

	港南台地域	港南区	横浜市
総人口	28,089 (100.0%)	211,990 (100.0%)	3,754,044 (100.0%)
0～14歳	3,109 (11.1%)	22,731 (10.7%)	419,779 (11.2%)
15～64歳	16,098 (57.3%)	127,192 (60.0%)	2,392,949 (63.7%)
65歳以上	3,530 (12.6%)	24,518 (11.6%)	394,341 (10.5%)
75歳以上	5,339 (19.0%)	37,430 (17.7%)	544,945 (14.5%)
100歳以上	13 (0.05%)	119 (0.06%)	2,030 (0.05%)
高齢化率	31.62%	29.28%	25.07%
要支援認定者数	583 (6.58%)	3,999 (6.44%)	56,271 (5.98%)
要介護認定者数	1,111 (12.54%)	8,838 (14.24%)	137,571 (14.61%)

①市及び区平均と比べ高齢化率がやや高く、区平均と比べ、認定率は要支援が高く、要介護が低い状況です。

②戸建て住宅エリアとUR集合住宅エリアに分かれており、集合住宅では高齢者の独居世帯率が32.3%と区平均と比べ、非常に高いという特徴があります。

③昭和48(1973)年の港南台駅開設と共に街の開発が本格化し、多くの人々が暮らし始め、共に過ごしてきた住民や地域福祉に関わるボランティアが高齢化を迎えています。

2 地域の主な課題等

①一人暮らしの高齢者の緊急時の対応について、不安を抱えている人も多く仕組みづくりの検討を進める必要があります。

②地域には団地が多く、それぞれ特徴があり、買物が困難なエリア、高層階に暮らし外出が困難、転出入が多く隣人の顔も分からない、外国人も増えてきている等の課題があります。

3 地域の課題の把握の方法等

①日頃の相談や何気ない会話からも、地域の住民・団体、事業者等の声に耳を傾けます。

②地域団体の会合、行事、地域ケア会議等を通じ課題を把握します。

③区等が発する様々な情報の中から、地域に関する情報を客観的データとして把握します。

4 地域の将来像に向けた取組

①助け合い活動から得たニーズを元に、高齢者の不安を解消できる場をつくります。

②様々な行事によって、世代を超えた交流・仲間づくりを推進します。

③子どもの居場所づくりや子育てに関する仕組みづくりを推進します。

④障がい児・者に関連する施設や学校も多く、社会に参加しやすい環境づくりを進めます。特に港南台ひの特別支援学校と港南台エリアにある3つの障がい者施設では、ふれあいデーにて販売会をしています。

⑤住民同士の助け合い活動の福祉ネットワークを通じて、地域の担い手を発掘します。

⑥災害時には区と協力しながら、要援護者の避難支援に努めます。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

<基本的考え方>

- 地域ケアプラザ、区社会福祉協議会（以下「区社協」といいます。）、区役所は、地域における様々な福祉課題等の解決に向けて、日常的に連携して支援をしていきます。
- 地域の関係団体や他の地域ケアプラザとも連携し、福祉講座の共同での実施や啓発、ボランティアの育成等を行います。

※地域ケアプラザにとって、区、区社協、関係機関等だけでなく、地域団体との連携も大変重要です。地域団体等との連携については、「23頁」に記載しました。

1 地域、行政、区社会福祉協議会、地区社協との連携

区役所、区社協と共に地区の福祉保健計画推進に向けた支援チームのメンバーとして地区推進連絡会ははじめ、個々の取組に関わります。

2 区役所との連携について

- ①区役所とは、毎月の所長会、職種ごとの連絡会、介護保険の認定申請等の様々な場面で日常的に連携していきます。
- ②地域包括支援センターでのケース検討は、区との定例会を毎月開催し、対応困難ケースなどの情報を共有していきます。
- ③高齢者、児童、障がい者の虐待等が発生（恐れ含む。）した場合は、区と緊密に連絡を取り合いながら、民生委員の方などと虐待防止のための見守り活動を行います。

3 港南区社会福祉協議会（区社協）との連携について

- ①生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターは、区域を担当する区社協と、日常生活圏域を担当する地域ケアプラザに配置され、地域支援ニーズの把握と社会資源の整理に努めるとともに福祉ネットワークや移動販売、サービスBなど連携した取組が進められています。
- ②区域の地区社会福祉協議会連絡会、住民参加型市民活動団体分科会に生活支援、地域活動交流のコーディネーターが参加し、そこでの情報や課題など地域ケアプラザ内でも共有していきます。
- ③区社協主催の連絡会に生活支援、地域活動交流コーディネーターが参加し、情報交換及び連携を深めます。
- ④学校教育の福祉教育や子育て支援（学習支援事業）などにおいても連携を図っていきます。
- ⑤あんしんセンターや送迎サービスが必要な相談者の場合、区社協に繋げていきます。

4 関係機関との連携

- ①横浜市南部病院との合同ミーティングや、医療連携会議を毎月行っていきます。
- ②横浜市南部病院の医師等を講師に迎え、健康に関する講座「健康教室」を開催し、住民の保健医療知識を深めるように努めます。
- ③地域ケアプラザの協力医と連携して、認知症カフェ、認知症セミナーを毎月開催していきます。
- ④エリアの小中学校と連携し、総合学習の受入れや認知症サポーター養成講座を開催しています。
- ⑤福祉実習を積極的に受け入れていきます。また隣接する看護学校とは障がい児・者余暇支援事業のボランティアを受け入れていきます。

- ⑥看護学校の学生を対象に認知症サポーター養成講座を地区社協と協力しながら、開催しています。
- ⑦区域の最大の集合住宅UR都市機構と連携を取りながら、地域の見守り及び事業展開を行っています。
- ⑧見守り協力事業者に登録している企業や商店と連携しながら、地域の見守りを継続しています。
- ⑨近隣の郵便局や銀行と連携をしながら、窓口に来られえる認知症の方の理解を深めるために、認知症サポーター養成講座を開催します。
- ⑩近隣の商業施設と連携しながら、移動販売と福祉相談を継続していきます。

5 他の地域ケアプラザとの連携

区主催及び法人主催の所長会や職種ごとの連絡会で情報交換を日常的に行うと共に、他の地域ケアプラザと連携して、老人福祉センターの出張相談会、医福（いっぷく）ネット港南、認知症サポーター養成講座等を引き続き進めていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。



日本最大の社会福祉法人「済生会」

本会は、明治天皇が医療によって生活困窮者を救済しようと、明治44（1911）年に恩賜財団として設立されました。以後、幾多の変遷を経て、戦後は昭和26年に公的医療機関の指定、同27年に社会福祉法人の認可を受け、110年以上にわたり医療・福祉で実績を積み重ねてきました。現在は、第6代総裁に秋篠宮皇嗣殿下を推戴しています。

次の三つの目標を掲げ、日本最大の社会福祉法人として、83の医療施設と842の福祉施設・事業において、全職員約6万6千人が全国で医療・保健・福祉・介護事業に携わっています。

- 生活困窮者を **済**（すく）う
- 医療で地域の **生**（いのち）を守る
- 医療と福祉、 **会** を挙げての切れ目のないサービスを提供



本会は、コロナ禍を経て3つの目標に加えて、社会的に弱い立場にある人々も誰一人取り残さず、すべての人が地域社会に参加し、共に生きていくという「ソーシャルインクルージョン」の理念を推進することで、高齢者や子どもたち、障がい者等が地域の一員となり、共に生きる地域づくりに貢献していきます。

本会は、法人としては1法人ですが、全国の都道府県に40の支部を置き、支部単位で、医療・保健・福祉・介護事業を展開しています。

神奈川県済生会（神奈川県支部）

本会設立とほぼ同時に神奈川県支部が創設され、その後大正2（1913）年に、本会における全国の第一号病院として、現在、東神奈川にある病院が開設されました。

病院事業としては、その後、平塚市の病院、金沢区内の病院の開設を経て、昭和55年に横浜市地域中核病院の第1号として、横浜市港南区に病院を開設しました。

また、平成19年には、本会では2か所目の地域中核病院として横浜市鶴見区に病院を開設し、平成30年には、東神奈川にリハビリ専門病院を開設し6病院体制となりました。

<東神奈川の病院>



<金沢区の病院>



<港南区の病院>



<鶴見区の病院>



福祉・保健事業としては、昭和40年に金沢区の知的障害施設を県から受託、同51年に保育園、同55年に特別養護老人ホームを開設し、その後、港南区港南台、金沢区六浦及び能見台、神奈川区菅田で横浜市地域ケアプラザの受託運営を開始しました。

現在では、6病院、4地域ケアプラザ、1包括支援センター、1特養ホーム、1老健施設、1通所介護施設、4訪問看護ステーション、1保育園、2障害施設の21事業を運営し、約4,500人の職員が地域における医療・保健・福祉・介護事業に携わっています（以下は地域ケアプラザ写真）。

<港南台>



<六浦>



<菅田>



<能見台>



地域ケアプラザの運営に係る基本方針

1 常に地域とともにある施設でありたい。

「地域の拠点」として、

「地域とともに考え」、

「地域とともに活動・交流」し、

「地域の関係団体、関係機関と連携」し、

「地域の方たちへの福祉サービスを提供」し、

いつまでも健康で安心して暮らせる地域社会を目指していきます。

2 高齢、障がい、子育て中など、すべての方のための施設でありたい。

高齢者、障がい者が、子育て中の親子など様々な方たちが、集い、交流していくことによって施設から仲間の「輪」を広げることを目指していきます。

3 利用者一人ひとりに寄り添っていく施設でありたい。

利用される方の人権や意思をできる限り尊重し、利用される方の気持ちに寄り添ったサービスの提供を目指していきます。



4 地域や利用者の方から信頼される職員であることを目指していきたい。

地域ケアプラザに働く職員は、保健・福祉のプロとしての自覚を持ち、常に自己啓発と相互研鑽に努め、地域や利用者の方から信頼される人間性と専門性を高めるよう努めていきます。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

神奈川県済生会 財務状況について

1 予算の施行状況

- ①本会は、日本最大の社会福祉法人として、高い公益性と非営利性が求められており、ガバナンスの強化、財務規律の確立を図るため、法律で会計監査人による外部監査が義務付けられ、監査法人による会計監査を行うほか、本部及び支部が各施設の会計監査や業務監査を行うなど、会計事務の適切な執行に努めています。
- ②神奈川県支部の令和 5 年度の決算は、総収入額が [] 円、内訳は、病院事業が 94%、福祉・介護事業等が 6%となっています。
- ③ポストコロナであった令和 5 年度の当期活動増減差額は [] ですが、福祉・介護事業では []。

2 法人税等の滞納の有無

- ①社会福祉法人である本会は、法人税法上、原則非課税です。ただ、収益事業のみ軽減税率の法人税が課税されています。
- ②全国で一つの法人となっており、法人税・消費税等の納付はすべて東京にある本部が税法上の定めに従い適切に申告納付等を行っており滞納はありません。

3 財政状況の健全性等

- ①神奈川県支部の令和 5 年度の決算では、当期活動増減差額は [] 円、次期繰越活動増減差額は [] となっています。
- ②令和 4 年度の決算が当期活動増減差額は [] になりました。病院事業は、働き方改革やアフターコロナの新たな病院体制の構築に取り組んでいるところであり、経営改善を進めているところです。
- ③平成 30 年度次期繰越活動増減差額と令和 5 年度のそれと比較すると、[]、今後もスケールメリットを生かした集中購買による経費削減など、組織横断的な経営改善に鋭意努めてまいります。
- ④福祉・介護事業は、全体として []、人手不足の深刻化や介護報酬のマイナス改定、民間による通所介護事業所数の増加等による競争激化の影響で、今後厳しい状況が見込まれるため利用者の増加やコスト削減等による収支の改善に取り組んでいきます。

4 安定した経営ができる基盤等

- ① 指定管理の応募は支部単位で行わせていただいておりますが、本会は、一法人の全国組織として、恩賜財団の時代から 110 年を超える経営実績があります。
- ② 法人全体（全国）の令和 5 年度決算の状況は、サービス活動収益が約 7,154 億円、当期活動増減差額は 71 億 7,014 万円のマイナスですが、次期繰越活動増減差額は約 3,217 億円のプラスとなっています。
- ③ 金融機関からの信用も厚く、必要な融資を適宜受けることができることや、施設の経営が厳しくなった場合には、財政調整事業資金、経営支援等資金という名目で、運営資金や設備資金を融資して、法人として厳しい状況にある施設を支援する仕組みが整っています。

支部神奈川県済生会の財務状況について、
公にされていない情報のため、非公表としています。

3 職員配置及び育成

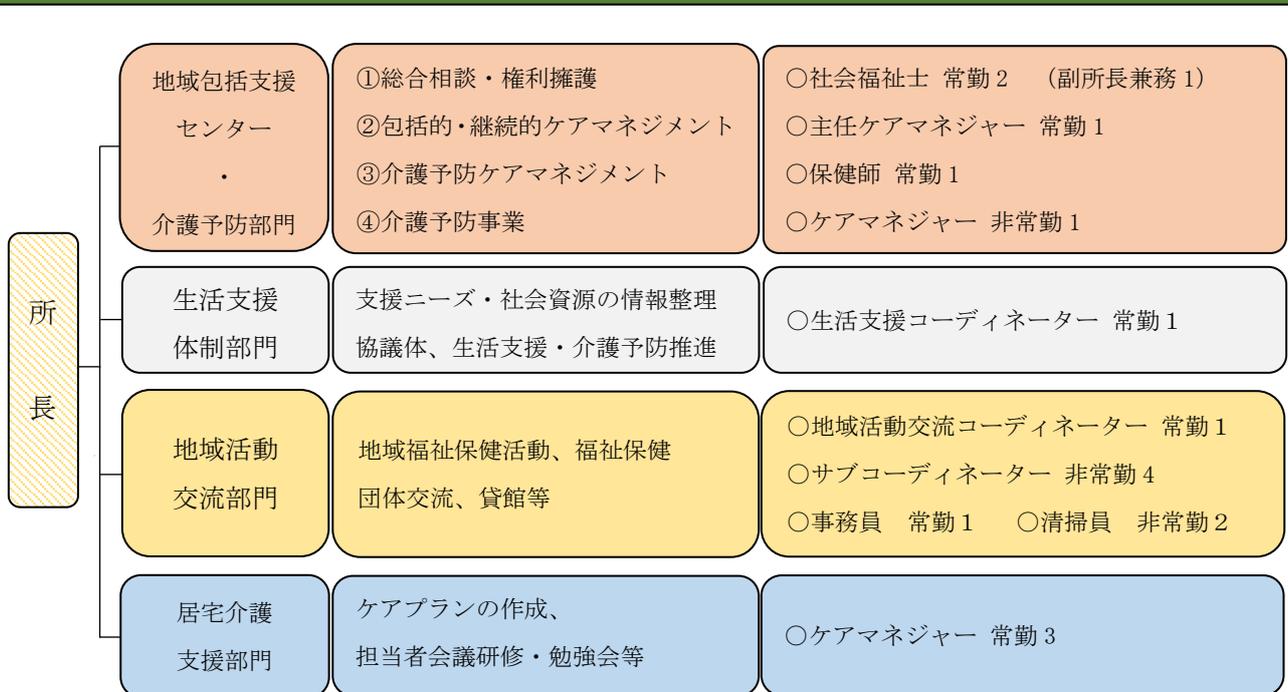
(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

<基本的考え方>

- 横浜市の「公の施設」である地域ケアプラザは、公的な役割を認識し、定められた人員配置基準を満たすように、また、できる限り欠員を生じさせないよう職員を確保していきます。
- 職員採用においては、地域ケアプラザ職員として定められた有資格者の中から、面接等の選考を行い、できる限り経験豊富でフットワークが良い職員、また、窓口対応や地域の方との協働事業等も多いことから、協調性の高い職員を採用するよう努めていきます。
- 特に所長は、地域との関係も強く、施設・各事業の要であることから、福祉や地域について豊富な経験のある人材を所長に任命するよう努めてまいります。

必要な職員の確保、適正な配置



1 法令及び市の基準を遵守した職員の確保

介護保険事業である居宅介護支援事業、地域包括支援センター事業は法令により、基本的な人員配置基準が定められていますのでその基準を遵守するとともに、より円滑な事業執行が可能となるよう適正な人員配置を行っていきます。

2 スムーズな運営を行うための勤務体制

開所時間が、原則9時～18時、年末年始等以外は、土日も祝日も開館のため、遅番の設置、土日と平日勤務のシフトを組み、円滑な運営に努めていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

<基本的考え方>

- 1 横浜市の「公の施設」である地域ケアプラザの職員として、公的な役割を認識し、公的施設の運営を担っていることの自覚を高めることを目的に人材育成・研修を行っていきます。
- 2 地域ケアプラザが様々な研修に取り組む際には、「地域の拠点」、「地域のための施設」であるという視点を意識するよう取り組んでいきます。
- 3 個別事業における知識・技術を習得して専門性を高め、個人としてのステップアップにもつながるよう人材育成・研修を行っていきます。
- 4 より広い視野で業務に取り組めるよう、所内会議等において、様々な地域に係る情報等を共有化していきます。
- 5 研修については、年間計画を定め、年間を通じての振り返りを行うことによって、継続的により質の高い研修計画となるよう努めていきます。

1 研修計画に基づく研修による職員の育成

①人権研修	人権に関する意識の向上	年1回
②BCP(事業継続計画)	緊急時における事業継続のための方針・体制・手順などをまとめ、被害の最小化と早期復旧のためのマニュアル(防災・感染症など)を作成	年1回
③情報セキュリティ研修	インターネット等のセキュリティ対策を学ぶ	年1回
④事故防止、リスクマネジメント研修	事故防止、及び事故発生時対応に関する意識・技術の向上	年4回
⑤ 防災・防火訓練	地域施設としての防災等意識の向上	年2回
⑥ 法令遵守研修	情報漏えい事故防止等意識の向上	年1回
⑦ 感染症、食中毒関連研修	夏の食中毒、冬の感染症防止意識の向上	年2回
⑧ 個人情報保護研修	職場における個人情報の保護意識向上を図る	年1回
⑨ 会計経理研修	社会福祉法人会計への理解を深める	年1回
⑩ 業務関連 研修 ・認知症研修 ・虐待防止研修 ・ケアマネジメント研修 ・介護技術研修 ・成年後見制度研修 ・障害者関係研修 ・子育て支援関係研修	毎年の研修計画立案の中で、個別業務に関する様々な研修をどのようなテーマや内容で行っていかを検討して実施	適宜テーマを変えて、定期的に実施

※ 研修は年間計画を立てて実施しています。

開催時間は職員が参加しやすいよう勤務時間終了後の1時間以内としています。

また、研修時間は、勤務時間の対象としています。

2 OJTによる職員の質の向上及び伝達研修

各業務の中で、先輩等からの指導を通じ、より高いレベルの業務実施に努めます。また、所外研修にも積極的に参加し、参加職員からの伝達研修により情報を共有化します。

3 新採用職員研修

新採用職員には、採用6か月以内に計画的に研修を実施していきます。

4 所長会議、区関連会議等の各種会議情報の職員へのフィードバックによる職員の啓発

所内ミーティングで様々な会議情報を共有化し、より高い視点での業務実施を目指します。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

<施設管理の基本的考え>

「利用者が館内に気軽に入りやすく、安全で清潔な施設を快適に利用できるようにする」



1 職員による日常的な点検、館内巡視、清掃等

- ①毎朝、開館前の館内巡視により、各部屋・消防設備、誘導灯、破損個所の有無等の点検を行い、点検記録簿記載・責任者の確認による確実な点検を行っていきます。
- ②毎日の館内清掃、整理整頓、トイレの清潔維持を図り、快適にご利用していただけるよう努めていきます。
- ③毎朝の職員による施設周辺の巡視の際、清掃を行っていきます。

2 専門業者による定期点検・定期清掃等

- ①安心して施設を利用していただけるよう、各種設備等について、年間計画に基づき計画的にメンテナンスを実施していきます。
- ②定期点検等については、専門業者に委託して実施しますが、点検により不適切な個所が見つかった場合は、区役所と協議し速やかな改善に努めていきます。

<施設の維持管理・保守（各種法定点検等）>

○定期清掃	月 1 回	○空調機器保守点検・清掃	年 6 回
○害虫駆除	月 1 回	○自動ドア保守点検	年 4 回
○機械警備	毎日	○消防設備保守点検	年 1 回
○パッケージ室外機点検	年 2 回	○施設設備法定点検	年 1 回

3 感染症対策等

感染症対策マニュアルにもとづき、適切に対応していきます。感染症対策委員会を、年 2 回開催し対策のチェックを行うとともに、職員に対する研修を年 2 回行い、感染症対策に対する意識向上に努めていきます。

①インフルエンザ等感染症対策

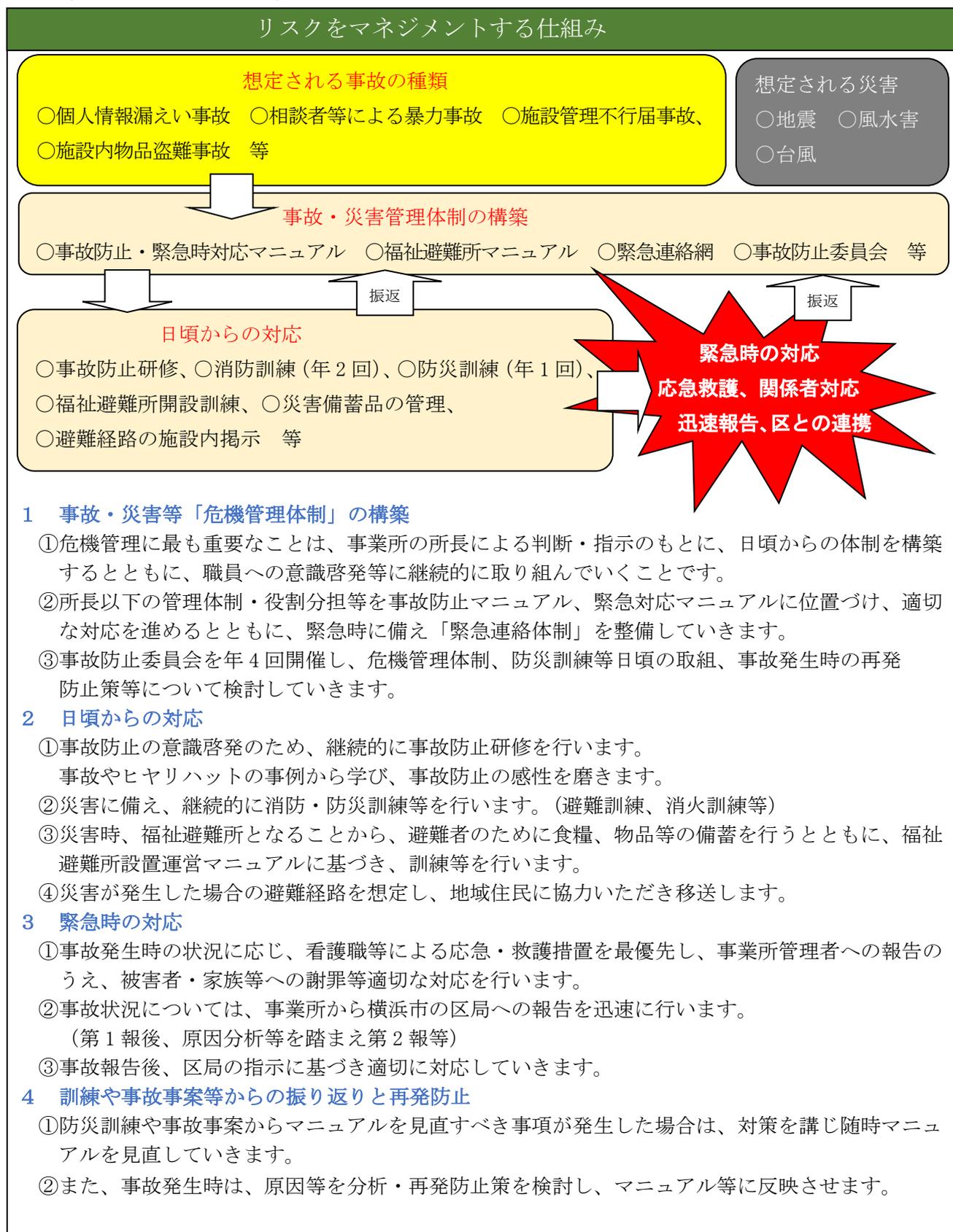
手指消毒用アルコール液やうがい用にトイレに紙コップを常設し、空気清浄機を設置していません。流行時には、マスク着用を励行しています。

②ノロウイルス対策

ノロ対策キットを常備して、手洗い励行と手洗い場へのペーパータオル設置を行います。また、手洗いの手順・吐物の処理の主な手順等の掲示や、研修により吐物処理、発生時対応等ノロ対策を適切に行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。



1 事故・災害等「危機管理体制」の構築

- ①危機管理に最も重要なことは、事業所の所長による判断・指示のもとに、日頃からの体制を構築するとともに、職員への意識啓発等に継続的に取り組んでいくことです。
- ②所長以下の管理体制・役割分担等を事故防止マニュアル、緊急対応マニュアルに位置づけ、適切な対応を進めるとともに、緊急時に備え「緊急連絡体制」を整備していきます。
- ③事故防止委員会を年4回開催し、危機管理体制、防災訓練等日頃の取組、事故発生時の再発防止策等について検討していきます。

2 日頃からの対応

- ①事故防止の意識啓発のため、継続的に事故防止研修を行います。
事故やヒヤリハットの事例から学び、事故防止の感性を磨きます。
- ②災害に備え、継続的に消防・防災訓練等を行います。(避難訓練、消火訓練等)
- ③災害時、福祉避難所となることから、避難者のために食糧、物品等の備蓄を行うとともに、福祉避難所設置運営マニュアルに基づき、訓練等を行います。
- ④災害が発生した場合の避難経路を想定し、地域住民に協力いただき移送します。

3 緊急時の対応

- ①事故発生時の状況に応じ、看護職等による応急・救護措置を最優先し、事業所管理者への報告のうえ、被害者・家族等への謝罪等適切な対応を行います。
- ②事故状況については、事業所から横浜市の区局への報告を迅速に行います。
(第1報後、原因分析等を踏まえ第2報等)
- ③事故報告後、区局の指示に基づき適切に対応していきます。

4 訓練や事故事例等からの振り返りと再発防止

- ①防災訓練や事故事例からマニュアルを見直すべき事項が発生した場合は、対策を講じ随時マニュアルを見直していきます。
- ②また、事故発生時は、原因等を分析・再発防止策を検討し、マニュアル等に反映させます。

(3) 災害・防災に関する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

<福祉避難所運営に関する基本的考え方>

- 災害時における福祉避難所の設置・運営のため、日頃からできる限りの準備を行います。
- 福祉避難所開設時は、区の指示に基づき、要援護者を受け入れ、港南区本部援護班、区社協（区ボランティアセンター）、神奈川県済生会等、関係機関と連携しつつ、避難所の適切な運営を行います。
- 日頃の備えは勿論、災害時は、迅速にかつ臨機応変に対応することを心がけます。

<福祉避難所とは>

- ①災害時、小中学校等の地域防災拠点で避難生活を送ることが困難な要援護者を受け入れる二次的な避難所が「福祉避難所」です。
※港南区内：ケアプラザ9、特養等15、障害者関連施設8 計32施設 / 令和6年4月現在
- ②福祉避難所への避難が必要な方は、区の専門職などが本人の状況や要介護認定の有無等を確認し、福祉避難所の受け入れ可否を調整したうえで、区役所が受け入れを決定します。
- ③福祉避難所となる施設は、港南区と福祉避難所に関する協定を結んでいます。
- ④避難者のため災害備蓄が行われています。（水、食料、紙おむつ、エアマット、簡易トイレ、毛布等）

港南台地域ケアプラザ避難所の開設・運営

1 福祉避難所を運営するうえでの最大の課題（運営スタッフの確保）

- ①過去、全国の大規模災害時に福祉避難所が設置されましたが、多くの福祉避難所では運営するスタッフ、ボランティアが不足し、十分に機能しなかった例が多いと聞いています。
- ②福祉避難所の運営は、運営スタッフ等の確保が最も重要な課題です。
- ③区の防災計画では、福祉避難所の運営は施設職員が行うとされ、人的スタッフが必要な場合は区援護班がボランティア受入窓口に協力を要請するとされています。
- ④しかし、災害時でも業務を継続しながら福祉避難所を運営すること、通常は日中業務のみであるところ福祉避難所は要援護者に対する24時間対応となることなどから、一般ボランティアだけでは困難であり、専門的ノウハウのあるスタッフの確保が必要です。
- ⑤一般のボランティアは、日中活動が原則ですが、繁忙時の朝食・夕食時も食事介助のできるボランティアが必要です。

2 福祉避難所設置に向けての適切な準備

①職員の研修及び訓練等

福祉避難所設置運営マニュアルに基づき、福祉避難所運営に関する職員研修会を定期的に行うとともに、区役所、地域防災拠点、地域団体と協議し、福祉避難所の訓練を行っていきます。

②福祉避難所開設訓練

- ・エリアの地域防災拠点運営委員会に参加
- ・地域防災拠点と地域ケアプラザの合同訓練を実施
- ・災害備蓄物資の確認、スタッフ参集状況と役割分担の確認
- ・地域への周知（福祉避難所設置及び通常業務としての貸室の休止等）
- ・職員参集状況等を踏まえ、区本部と受入可能人数、福祉避難所開設に伴う伝達訓練
- ・要援護者受入に協力する送迎車、送迎スタッフの確保



<福祉避難所開設訓練>

③地域ケアプラザ職員の参集

平常時から非常勤職員も含めて、災害時には参集しなければならないことを周知します。また、職員自身の被災や交通機関途絶等の理由により、直ちに参集できない職員が生じます。職員の安否及び参集可否を確認するため、安否確認システムを通して災害時に速やかに情報収集ができるようにします。

④他の地域ケアプラザ等との災害時相互応援協定（神奈川県済生会）

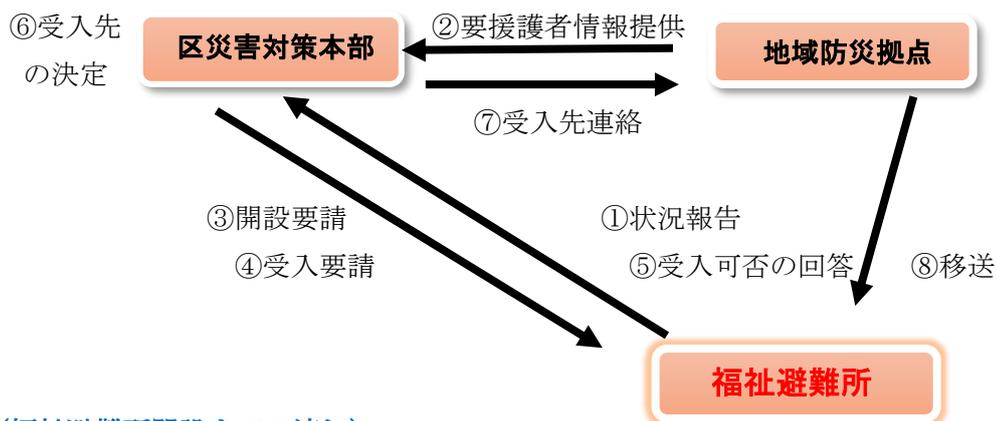
市全域の福祉施設が被災するわけではありません。避難所運営スタッフ確保等のため、神奈川県済生会内の地域ケアプラザ等と福祉避難所運営に関する相互応援協定を結び、日頃から災害時には応援要請の緊急連絡ができるよう連絡網を作っています。

⑤DCATによる災害時応援システム（全国済生会）

災害時には、全国済生会本部に災害対策本部が立ち上がり、被災情報の収集や被災施設応援の指示が出されることになっています。特に、DCATという名称で、全国の福祉施設から被災地の福祉避難所等へ、介護職員をローテーションで派遣する仕組みをつくっています。

⑥区災害ボランティアセンター（区社協）への依頼

災害時のボランティアは、基本的には区災害ボランティアセンターから派遣されますので、その事務局である区社協に、24時間交代でボランティアの派遣が可能か、繁忙時の、朝食、夕食時にもボランティアの派遣が可能か依頼しておきます。



2 発災時（福祉避難所開設までの流れ）

①所長他、災害時に核となる職員の参集

②地域全体の被災状況及び施設の被害状況の確認

③職員の安否確認及び参集の呼びかけ

安否確認システムを活用し、所長他、災害時に核となる職員は、職員・家族等の安全状況を確認するとともに、被災状況に応じて職員への参集の呼びかけ（参集時に職員が地域の状況を把握・報告）をする。

④福祉避難所開設準備

施設の被災状況を把握し、安全性が確認され、一定数の職員が参集し、避難所としての開設準備が整ったところで、区本部等に第1報を入れる。

⑤区災害対策本部、済生会本部、県支部への状況報告

第1報の後、職員参集状況等、開設準備状況等を随時、区本部等に報告し指示を仰ぐ。

⑥福祉避難所運営スタッフ確保に関する協力要請

速やかに済生会、他の地域ケアプラザ、DCAT、福祉系学生、様々な介護事業者団体、関係団体に人員派遣、物資の搬送について依頼する。

⑦区からの福祉避難所開設要請を受け福祉避難所を開設

その後、要援護者の受け入れ方法（送迎の必要性等）について区本部と調整する。

イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

<災害に備えるための基本的考え方>

- 災害への対応は、自助（家庭等）、共助（地域）、公助（行政）が基本です。
- 地域ケアプラザは、地域団体と協力して共助のために行動するとともに、区からの依頼に基づき、福祉避難所の設置等、公助の役割の一部を担います。
- 震災時の福祉避難所の設置だけでなく、風水害に対しても日頃からアンテナを張ります。
- 要援護者の安全のため、かつ避難の遅れがないようエリア内要援護者への対応を行います。

1 災害発生に向けた日頃の備え

①浸水洪水エリア、土砂災害危険区域等の災害情報の把握

災害時の停電に備え、港南区防災計画、区防災マップ、津波ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を、常に施設の災害関係マニュアルとともに、紙ベースで常備しておきます。

②要援護対象者（特に、人工呼吸器等利用者）の把握

地域ケアプラザが把握している介護保険の契約や一人暮らし高齢者見守り事業等の様々な情報から、災害時に支援すべき要援護者の情報（氏名、住所、緊急連絡先、服薬情報、支援すべき情報等）を把握しておき、災害種別（風水害、土砂崩れ、大地震、津波）ごとに、支援すべき要援護者と支援内容を整理しておきます。特に、大震災等による停電に備えて、人工呼吸器等、電源が絶対必要な器具を使用されている方の情報・支援内容を整理しておきます。

③介護保険に関する災害時の特例扱い等の情報把握

大規模災害時には、介護保険制度について通常の手続では制度が機能しないことがあるため、特例的な扱いに関する通知が数多く国から発出されます。過去に通知された災害時特例扱いを把握しておき、大災害が起きた場合、迅速に相談に対応できるようにしておきます。

④一人暮らし高齢者訪問事業への協力

一人暮らし高齢者訪問事業に地域ケアプラザも協力し、一人暮らし高齢者の方の緊急連絡先や必要な支援内容等について把握しておきます。同意がある場合、その情報は自治会町内会や民生委員にも事前に提供し、災害時要援護者の見守り活動に生かしていただきます。

⑤災害対応マニュアルに基づく職員への研修と訓練

災害対応マニュアル等に基づき、災害が発生した場合の参集、災害時の要援護者支援への対応方法等について職員向け研修を行います。

2 災害発生時の対応

①一人暮らし高齢者等、要援護者の安全確認

災害の状況（種類、規模）に応じ、避難すべき要援護者がきちんと避難できているかどうかを確認・避難支援します。また、要援護者を在宅から避難させた場合は、必要に応じ、区と協議して災害時の福祉避難所への受入について調整します。

②特に配慮が必要な要援護者に対する命を守るための支援

特に、人工呼吸器の電動器具使用患者等の命を守るための支援を最優先に行います。

③災害の状況に応じ、ケアプラザに求められる役割を、臨機応変に果たす

様々な災害の状況に応じて、対応すべき事項が変わりますので、災害対策本部となる区の指示に従って、地域ケアプラザに求められる役割を臨機応変に果たしていきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

<基本的考え方>

- 地域ケアプラザは、横浜市民の税金で作られた公の施設であり、介護事業部門以外は運営費が税金で賄われている公共性の極めて高い事業を行う施設です。
- 地域ケアプラザは、横浜市から指定管理者として指定を受けた民間事業者が運営しますが、私たちは、公の施設であり公共性の高い事業を行う施設であることを職員一同が十分に自覚し、貸室を貸し出す際にも、介護事業を行う際も、常に、公正中立な対応を心がけていきます。

1 貸室の貸出時などにおける公正中立性

- ①貸室申し込みについては、厳正なる抽選により決定します。
- ②講座等の申し込み受付は、先着順を基本としますが、計画段階で参加人数が多く見込まれる場合は抽選も行っていきます。

2 介護保険サービス事業者に対する公正中立性

地域包括支援センターとしての公正中立性

- ①地域包括支援センターは、介護予防支援事業者として、地域ケアプラザ担当圏域内の要支援者の介護予防ケアプランを独占的に作ることが法で定められています。
そのため、その運営について、以下の点について公正中立性が求められています。
- ②要支援者のケアプラン作成の際、一部を居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業者）に委託できますが、委託先を選定する際、特定の事業所に偏らないことが求められています。
- ③介護予防ケアプランに位置付ける訪問介護や通所介護などの介護サービスについて、特定の事業所に偏らないことが求められています。

居宅介護支援事業者としての公正中立性

居宅介護支援で作成するケアプランにおいても、位置付ける介護サービスについて、特定の事業所に偏らないことが求められています。

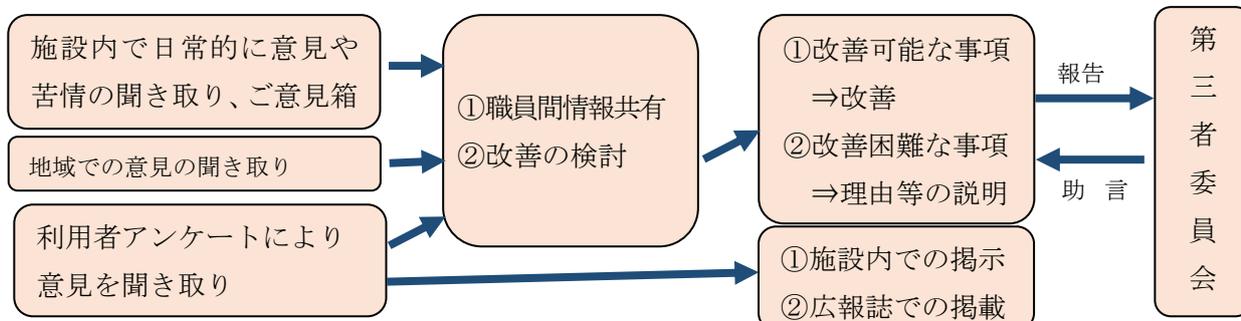
公正中立性を確保するための方法

- ①ケアプランを作成する利用者・家族の方に対し、複数の事業所を提示します。
- ②介護予防ケアプランを委託する場合、利用者・家族の方に、居宅介護支援事業所の所在地や特徴などを説明し、できる限り利用者・家族の方に事業所の選択をしていただきます。
- ③ケアプランや介護予防ケアプランに、訪問介護や通所介護等の介護サービスを位置付ける場合は、利用者・家族の方に、介護サービス事業所の所在地や特徴などを説明し、できる限り利用者・家族の方に介護事業所の選択をしていただきます。
- ④どの事業所を提示して、どのような理由で、どの事業所に決定したかについては、利用者ごとに記録を残します。
- ⑤介護サービス事業者に対する公正中立性が担保されているかどうかについては、定期的に横浜시에報告しチェックを受けます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者・家族、地域の意見・要望・苦情を聞き取り改善する仕組みの構築



1 施設や地域において、意見、要望、苦情（意見等）を聞き取っていく仕組み

- ①日常的な業務や窓口の中で、意見等を聞き取り、業務改善の検討を行っていきます。また、年1回接客研修を行い、職員対応の質の向上に努めていきます。
- ②特に苦情については、「苦情相談マニュアル」に沿い、「苦情受付担当者」等を配置し、「苦情受付票」に記録、苦情受付票をスタッフ間で共有し、改善に取り組んでいきます。
- ③施設内に「ご意見箱」を設置し、定期的に確認して改善に役立てていきます。
- ④地域団体の会合等で意見交換する中で、また、様々なボランティア活動団体との事業連携の中で、いただいた意見等を施設運営に役立てていきます。

2 利用者アンケートにより、年1回、意見を聞き取っていく仕組み

- ①事業内容、プログラムなどについて、部門ごとに、毎年アンケートを行っていきます。
- ②令和6年度のアンケートでは、「挨拶や対応の際の言葉使いや態度は丁寧ですか」の問いに対する回答では、「丁寧」と「どちらかといえば丁寧」の合計が令和6年度において、100%となっています。

Q：【職員の対応について】

挨拶や対応の際の言葉使いや態度は丁寧ですか

回答項目	人数	割合
丁寧	66	99%
どちらかといえば丁寧	1	1%
どちらかといえば不丁寧	0	0%
不丁寧	0	0%
無回答	0	0%

3 意見等に基づき、改善を検討、結果を公表

- ①いただいた意見等は、職員間で共有し、改善が可能かどうか検討していきます。
- ②その結果は、広報誌やホームページ、施設内掲示によって公表していきます。

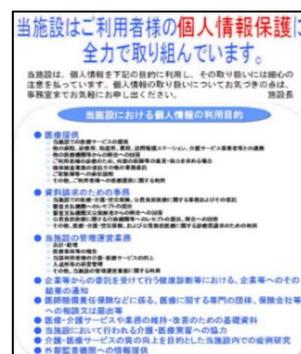
4 利用者からの意見等をもとに改善を検討する仕組み

利用者の方からの意見等は、年1回、第三者委員会を開催し、外部委員によって、施設運営をチェックしていただき、アドバイスを業務改善に役立てていきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報を保護する仕組み		
個人情報保護 に関する マニュアル	個人情報保護に関する具体的取組 ○研修、○PCデータ保護対策、○個人情報に関する誓約書 ○記録媒体の施設外持出禁止、○個人情報の取組の施設内掲示	コンプライアンス 委員会
<p>○公的な団体である済生会は、個人情報保護規定に則り、また法令遵守（コンプライアンス）の精神に則り、十分な注意を払って個人情報保護に取り組んでいきます。</p> <p>○個人情報の漏えい防止のためには、「決して漏えいしない」という強い意識を、すべての職員が持ち、定期的な研修でその意識の向上に努めていきます。</p>		
<p>1 個人情報の漏えい及び誤送付防止マニュアル</p> <p>①個人情報保護に関する具体的取組や個人情報保護委員会の取組を定めるとともに、個人情報保護に係る責任体制、個人情報漏えい等の事故が発生した場合の対応等について、法人の規程に基づくマニュアルで定めていきます。</p> <p>②マニュアルは、必要に応じ、随時、見直していきます。</p> <p>2 個人情報保護のための具体的取組</p> <p>①個人情報保護研修（年1回）を全職員に対して実施します。 個人情報漏えい案件が神奈川県済生会内の類似施設で発生した場合や他の地域ケアプラザにおいて発生した事故等の状況について、随時、職員全員で情報を共有し意識向上を図っていきます。</p> <p>②パソコン上のデータは施設から持ち出しを禁止とし、USBメモリ等の持ち出しも禁止としていきます。夜間は、ファイル等個人情報は鍵付きキャビネットに保管することとします。</p> <p>③職員、委託業者、実習生から個人情報保護に係る誓約書の提出を求め個人情報保護について強い意識付けを行います。（退職後も同様）</p> <p>④施設内に個人情報保護の取組を掲示して、利用者に周知していきます。</p> <p>3 コンプライアンス研修 コンプライアンス研修を開催（年1回）していきます。</p> <p>4 法人の情報公開の取組</p> <p>①済生会ホームページで法人全体の運営状況を公開し、館内ではケアプラザの運営状況（事業計画書、事業報告書）を掲示しています。</p> <p>②横浜市（ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ）やかながわ福祉情報コミュニティのホームページにも、地域ケアプラザの情報が多く掲載されていますので、相互にリンクを貼り情報共有に努めていきます。</p> <p>③施設内で毎年度の事業計画、事業報告等を自由に閲覧できるように掲示していくとともに、市の情報公開条例に準じて、情報公開請求にも応じていきます。</p> <p>5 人権尊重</p> <p>「施薬救療」の精神を踏まえ、社会的弱者である方たちへの医療・福祉に積極的に配慮している当法人の一員として、人権について正しく理解するため、毎年人権研修を実施します。地域において人権を相互に尊重し合い、共存を図っていきます。</p>		



(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

ケアプラザ・ECO推進委員会			
ごみの分別	資源のECO	エネルギーのECO	ECOの研修等
<p>○横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画に基づき、従来の3Rに加えてRenewable(リニューアブル)の取り組みを進め、特に燃やすごみに含まれるプラスチックごみの削減目標達成に寄与します。</p>			
<p>1 ケアプラザ・ECO推進委員会の設置 委員会は、年2回開催し、4分野のECOの取組状況、取組方針について検討していきます。</p>			
<p>2 ごみの分別について 施設内のごみは紙、プラスチック、缶、ビン、感染ゴミなどの分別を徹底していきます。特にプラスチックについては、ヨコハマプラ5.3(ごみ)計画に則り、資源化をより徹底します。</p>			
<p>3 資源のECO</p> <p>①コピー用紙、トイレットペーパーについては再生紙を利用していきます。</p> <p>②IT化により用紙の出力は極力減らし、印刷時には「両面印刷」及び「集約印刷」を実施しペーパーレス化に努めます。</p> <p>③事務用品等を購入時は、グリーン購入(環境にやさしい商品の購入)を進めていきます。</p> <p>④インクカートリッジ回収を地域の方に積極的に声掛けしていきます。(里帰りプロジェクト)</p>			
			 <p><里帰りプロジェクト></p>
<p>4 エネルギーのECO</p> <p>①利用していない部屋の消灯の徹底とともに、夏季のクールビズ、施設内温度は夏28度、冬20度を基本にエアコンを設定するなど節電に努めます。</p> <p>②館内の空調、水、ガス、電気のエコの取組にさらにきめ細かに取り組んでいきます。(コンセントからプラグを抜く、便座の蓋を閉め等)</p>			
			
<p>5 ECOのPR</p> <p>①環境への配慮について施設内に掲示し、利用者の方の理解を得ていきます。</p> <p>②職員向けのECO研修を実施し、ECO意識を高めるよう努めていきます。</p>			
市内中小企業振興条例に基づく中小企業への優先発注			
<p>1 市内中小企業の振興について、横浜市の条例に基づく取組に協力していきます。</p> <p>2 物品購入、修繕、委託等の発注の際は、市内中小企業者の受注機会の拡大を図るよう留意します(横浜市のホームページで中小企業を確認し、その業者の中からの発注に努めます)。</p>			
男女共同参画推進に関する取組み			
横浜市 男女共同 参画行動 計画	<p>①「あらゆる分野での女性の活躍」とともに、「安全安心な暮らしの実現」という取組分野があり、ひとり親家庭の自立支援、DV防止、ハラスメント防止、困難を抱えたあらゆる女性への支援等が掲げられています。</p> <p>②「男性・シニアの家庭生活や地域活動への支援」という取組分野では、男性の育児参加促進や高齢者の介護施設におけるボランティア活動支援などが掲げられています。</p>		
地域 ケアプラザの 取組	<p>①ひとり親家庭やDVなどあらゆる女性からの様々な相談を受け止め、区役所や関係機関、地域と連携して、適切に対応して行きます。</p> <p>②子育て支援事業では、父親の参加も呼びかけるとともに、よこはまシニアボランティアポイント事業の受入施設として、ボランティアを積極的に受け入れて行きます。</p>		

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

利用者のために有益な情報提供（広報等）

<令和5年度 年間利用者数等>

総合相談 : 相談者数 2, 211人 (窓口806件、訪問181件、電話1, 170件、他54件)

施設利用者 : 開館日数 347日、年間延利用者数 14, 614人 (1日平均約42人)

自主事業 (共催事業含) : 開催回数 320回、参加者数 5, 082人

ケアプラン (含む介護予防) : 年間延べ利用者数 5, 110人、月平均利用者数212人

1 様々な方法による情報提供・PR

広報紙、チラシ、SNS等、地域ケアプラザ独自の広報媒体の他、区の広報紙や行政サービスコーナーへ配架することで、地域ケアプラザの事業についてPRを行い、地域ケアプラザに関心を持っていただけるよう努めていきます。

2 総合相談に関する情報提供・PR

- ①地域の自治会町内会、民生委員等各種団体に対して、地域ケアプラザが福祉の相談窓口であることをPRしていきます。
- ②区役所や関係機関と連携し、地域における総合相談窓口であることをPRしていきます。
- ③民生委員等とは、75歳以上の一人暮らし高齢者訪問事業を行う中で、援護が必要な高齢者がいた場合には、地域ケアプラザにつないでいただくよう依頼していきます。

3 貸室に関する情報提供・PR

3か月先までの貸室の予約状況を館内で閲覧できるよう掲示し、常時に更新しています。

4 自主事業に関する情報提供・PR

自主事業を実施する場合は、チラシやSNSを作成し、PRに努めます。

5 居宅介護支援等（ケアプラン、介護予防ケアプランを含む）に関する情報提供・PR

- ①区・包括と連携し、担当圏域内で介護予防ケアプランを作成するのは、地域ケアプラザのみであることをPRしていきます。
- ②済生会の病院等と連携し、地域ケアプラザがケアプランを作成することで、安心して在宅介護サービスの準備が整えられることについてPRしていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者、子ども、障害児者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

<情報提供に関する基本的考え方>

高齢、子育て、障がい、地域福祉、地域支援等に関する様々な情報を日頃から把握しておき、以下のような様々な機会を通じて、情報提供を行っていきます。

- 1 相談窓口における情報提供
- 2 定期的な広報発行紙による情報提供
- 3 ホームページによる情報提供
- 4 個別事業実施の際のチラシによる情報提供
- 5 関係団体等の会合やイベント時における情報提供

1 高齢者の分野に関する情報提供の例

- ①介護保険等福祉制度に関する情報を把握しておき、民生委員や自治会町内会等地域の会合で、寸劇などを使いわかりやすく情報提供します。
- ②認知症の情報に関しては、認知症サポーター養成講座や地域の会合等で情報提供します。
- ③介護予防の情報に関しては、自主事業等を展開する等で地域に還元していきます。
- ④孤立予防に関しては、「こんな時にご連絡ください」チラシを地域に配布し、孤立している高齢者がいた場合、連絡いただけるよう情報提供していきます。

2 子どもの分野に関する情報提供の例

- ①親子の場づくり、仲間づくりに関する情報は、保育園や子育て支援拠点のほか、子育て支援団体や主任児童委員との連携の中で把握し、子育て関係のネットワーク（港南台子育て連絡会）の中や地域の親子サロンなどを通じて情報提供を行います。
- ②児童虐待に関しては、区に情報提供します。

3 障がい者の分野に関する情報提供の例

障がい制度、障がい施設に関する情報は、必要に応じて窓口等で提供を行います。また、障がい児余暇活動支援事業については、障がい者施設の連絡会や基幹相談支援センターを通じて情報提供していきます。

4 地域福祉、地域支援等に関する情報提供の例

- ①地域における仲間づくり、ネットワークに関する情報
- ②健康づくり行事等に関する情報
- ③防犯（振り込め詐欺等）に関する情報
- ④防災（特に福祉避難所）に関する情報、
- ⑤各種自主事業に関しては、チラシを作成し、館内での掲示・配布、地域団体・関係機関への配布、回覧等、ホームページ、SNS等による情報提供に努めていきます。

5 ホームページ等による広報

自施設の紹介以外に、他施設、福祉関係団体のホームページとリンクし、地域の催事を地域ケアプラザのホームページから知ることができるようにします。

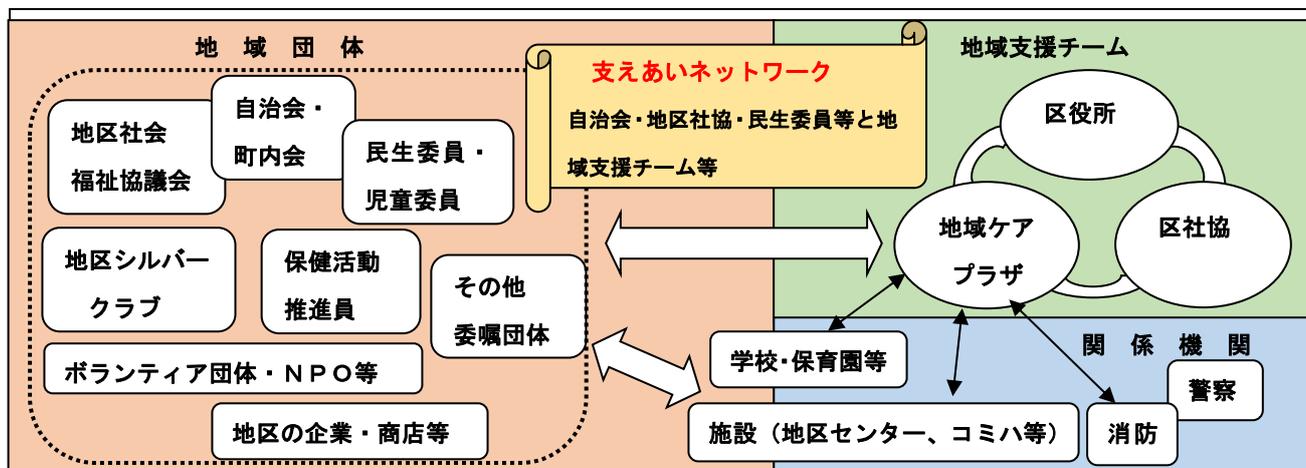
ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザ		
地域活動交流事業 ①総合相談事業（障がい、子育て等） ②貸館、自主事業等	地域包括支援センター ①総合相談（高齢者）事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ④介護予防ケアマネジメント事業	○居宅介護支援事業（ケアプラン） ○介護予防支援事業（介護予防ケアプラン）
生活支援体制整備事業（地域活動の創出・支援等）		
○総合相談事業、地域活動交流事業 ⇒ 横浜市単独事業（市の指定管理費で運営） ○生活支援体制整備事業、地域包括支援センター事業 ⇒ 国事業（市の指定管理費で運営） ○居宅介護支援事業、介護予防支援事業 ⇒ 国事業（介護報酬等で運営）		
<各事業の連携に関する基本的考え方>		
○地域ケアプラザ内の地域包括支援センター、生活支援体制整備事業、地域活動交流事業、居宅介護支援事業の各事業は、日常的に緊密な連携、情報共有を行っていきます。 ○連携・情報共有により地域ケアプラザ全体として、個別利用者へのより良いサービスを提供するための「個別支援」、様々な地域活動への協力・支援を行う「地域支援」を検討、進めていきます。		
1 各部門が情報共有するための方策		
①各部門が相談事業等で把握した個別課題については、必要な場合は、直ちに他の部門へつなぎ、課題解決について、ともに検討していきます。 ②各部門が把握した地域の情報等は、適宜、情報共有していきます。 ③地域の課題等を把握、分析する所内会議を月1回開催し、地域情報を共有していきます。		
2 関連施設（地区センター、コミュニティハウスなど）との連携		
地域活性化に向けて、関連施設が連携して実施できる事業を区役所と共に企画・運営することで、更なる連携を深めていきます。同時に関連施設の周知にもつながります。		

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。



1 自治会・町内会及び地区社会福祉協議会（地区社協）との連携

地域の団体の中でも要である自治会とは、地域の行事への参加、地域ケアプラザ行事への協力依頼等様々な場面を通じて連携・協力していきます。また、連自治会、地区社協等も駅前清掃や夏祭り会場設営、福祉相談会や認知症サポーター養成講座を通じて、連携・協力していきます。



<認知症サポーター講座>

2 民生委員・児童委員等との連携

民生委員の独居高齢者の見守り事業や、定例会への参加により情報を共有し連携を図ります。また、地域のケアマネジャーとの懇談会を毎年継続していきます。



<保健活動推進員との連携>

3 保健活動推進員との連携

地域ケアプラザでの事業やイベントなどの場面で、健康チェックを行っていただきます。また健康づくりに関する連携・協力も継続して行っていきます。

4 その他、ボランティア団体等との連携

地域ケアプラザを利用するボランティア団体等とは、地域行事への参加、イベントへの参加、地域ケアプラザのお祭りや交流会の実施など様々な形で連携・協力を行います。



<ケアプラザフェスタ>

5 その他関係機関との連携

地域行事、学校行事等への参加を通して関係機関との連携を図る他、小学校とは、総合学習や福祉教育、施設見学・職業体験の受け入れ、消防とは防災訓練、警察とは振り込め詐欺等の防止のための啓発や認知症、独居高齢者の見守り・発見などを通じて連携していきます。

6 地域支援チームとの連携

地域ケアプラザは、区役所、区社協と共に、地域支援チームとして様々な課題について、「支えあいネットワーク」を2ヵ月に1回、区役所の地区担当を含めた「支援チーム会議」を適宜行っていきます。

その他、地域住民も交えた協議の場も継続的に進めていきます。



<支えあいネットワーク>

オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

令和6年度
港南区 運営方針

基本目標 ～愛あふれる♥ふるさと港南に～
地域の皆さまと協働でつくる「安全で誰もが安心して元気に暮らせるまち」
区民生活の基本となる「行政サービスを正確・丁寧に提供する区役所」

<目標達成に向けた施策>

- 1 安全・安心のまちづくり 2 子育てにやさしいまちづくり 3 見守り・支えあいのまちづくり
4 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくり 5 住み続けたいまちづくり

区行政との連携のうち、関連性の高い事業について（一部抜粋）

1 安全・安心のまちづくり

【災害に強いまちづくり】

・防災啓発パンフレットを相談会等で配布しています。

【防犯・交通安全の推進、子どもの見守り】

・登下校時（8時頃と3時頃）に子どもを見守る環境づくりを行う「港南ひまわり83（ハチサン）運動」の周知を進めていきます。

【安全で快適な生活の推進】

・福祉避難所の役割や必要性を地域の自治会活動や相談会等で周知していきます。

2 子育てにやさしいまちづくり

【切れ目のない子育て支援】

・妊婦や保護者がより手軽に子育てに関する情報を入手できるよう、「港南区子育てサイトここなび」による情報発信を広く周知していきます。

・港南区子育て連絡会や港南台子育て連絡会を通じ、地域と連携して子育てを見守るネットワークを強化します。

【青少年の健全育成】

・「こうなん子どもゆめワールド」の開催を支援するなど、青少年に多世代交流の場を提供します。

3 見守り・支えあいのまちづくり

【地域での見守り・支えあい、障害理解の啓発】

・「第4期港南ひまわりプラン」の推進及び「第5期港南ひまわりプラン」の策定に地域と共に取り組みます。

・障がい者の社会参加促進や工賃向上のため、ケアプラザの一角をお貸して障害福祉サービス事業所による飲食販売を行っています。

4 誰もが元気で健やかに暮らせるまちづくり

【高齢者が自分らしく暮らせるような支援】

・買い物が困難な高齢者等の支援を目的として、事業者と地域が連携した移動販売を支援します。

・認知症になっても、住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症サポーター養成講座を開催しています。

・金融機関と情報共有し、判断能力が低下した方等を適切に支援しています。

【地域での文化・スポーツ振興】

・地域で活動している文化系団体による演奏会のチラシを配架し、周知しています。

・地域で開催されているスポーツイベントに参加し、地域との関わりを深めています。

5 住み続けたいまちづくり

【街並みの美化】

・港南台連合自治会主催の駅前清掃にケアプラザとして、年2回参加しています。

・始業前に職員がケアプラザ周辺を清掃しています。

【温暖化対策の推進】

・館内におけるエアコンの室温を夏季は28度、冬季は20度の設定とし、温暖化対策を行っています。

【わかりやすい情報提供】

・ケアプラザが発行するプラザ便りを通じ、地域の身近な情報や生活に必要な情報のほか、港南区役所からの情報をわかりやすく、タイムリーに発信します。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全域計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むかどのような体制でどのように取り組むか記載してください。

港南区地域福祉保健計画（港南ひまわりプラン）

基本理念 「ふだんの くらしを しあわせに」

目標 「一人ひとりがつながり、お互いに支えあえるを みんなで育てる」

【目標に向けた「4つのアクション」と「12の取組」】

4つのアクション ①知る ②つながる ③できることをやる ④支えあう

12の取組 ※一部抜粋

①知る — 障がいや認知症などそれぞれの違いや多様性を知ろう ②つながる — いろいろな世代や地域の団体同士がつながろう
③できることをやる — 自分自身のこと 家族のこれからを考えよう ④支えあう — ちょっとした気づきをまわりの人につなげよう

地域福祉保健計画の推進について（区計画・地区別計画）

○第4期港南区地域福祉計画（令和3年～7年度）の推進

○次期計画の策定に向けて、策定委員会を設置し検討中

<港南台地区>

計画： **心かよわせ 響きあう街 港南台**

基本目標：ひとりひとりがつながり見守り支えあえる街を 皆で育てる

活動目標：①ふれあう「わが街 こんな街 港南台」

②参加する「ひとりが、みんなが、頑張る街 港南台」

③助け合う「誰もが見守り 支えあう街 港南台」

④つながる「みんなが一緒になれる街 港南台」

1 地域福祉保健計画を推進するための仕組み

区役所、区社協、地域ケアプラザが連携し事務局となり、支えあいネットワークにて地域課題の解決に向けて取り組んでいきます。

2 地域福祉保健計画を策定・推進母体としての支えあいネットワークを組織体の強化

委員長・副委員長の役職を設け、事務局が支援します。また、多方面から意見を挙がるよう、委員の固定化を避け、必要に応じて新たな委員を招きます。

3 地域福祉保健計画等推進のための関係団体との良好な関係づくり

地域福祉保健計画、地域における見守り機能を進めるために、地域における自治会町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員等の各種団体や、学校、障がい者施設等との連携を発展させるよう様々な形で取り組んでいきます。

4 地域ケアプラザのすべての機能を活用した地域福祉保健の推進

地域の見守り等のネットワーク機能を充実させていくことは、地域ケアプラザ本来の目的であり、全ての機能を活用し地域の課題解決に向け取り組んでいきます。

5 支えあいネットワークとしての取組

感染症の影響で中止となっていた、拡大定例会を再開します。また、引き続き取り組んできたふれあいデーなどは、様々な地域団体との信頼関係が構築できていますので、さらに発展させていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者、子ども、障害児者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

<自主活動化に向けての基本的考え>

○高齢、子育て、障がいの各事業については、共催事業終了後、OB会等を組織し共催事業から地域の方による自主事業に発展するよう働きかけていきます。

○各事業が、自主事業化するまでの一定期間は、地域ケアプラザとして支援していきます。

1 高齢者向け事業、介護予防事業、健康づくり事業について

40年前に港南台駅を中心に大規模開発され、現在高齢者人口が多い地域です。いつまでも健康で生活が続けられるよう、介護予防事業、健康づくり事業に、今後も積極的に取り組んでいきます。

主 な 取 組	ほっとセミナー	協力医による健康応援セミナー
	生バンド de 歌声サロン	生演奏に併せて、歌声サロンを行います。
	健康トレーニング講座	健康増進のための栄養・口腔・運動講座を行います。
	みち草	気兼ねなく参加できる高齢者サロン



<みち草>

2 子育て支援関連事業について

元気な子どもたちの声が聞こえる街、子どもたちや子育て中の家庭が暮らしやすい街、明るい街づくりを目指していきます。

主 な 取 組	タッチケア講習会	0歳児を対象とした母子とのふれあい事業
	ぴよんぴよん	未就学児を対象にした子育て支援の事業
	すずめ学級	1歳児を対象にした全6回の子育て支援の事業
	ゆらりんころりん	子育て支援団体による親子あそびの事業



<すずめ学級>

3 障がい関連事業について

地域内には障がい施設も多いことから、障がい児・者を支えるボランティアの育成や地域と障がい者が交流し合える心のバリアフリーを目指して取り組んでいきます。

主 な 取 組	青年学級ないとくる〜ず	平日の夜に開催する障がい者の余暇支援活動
------------------	-------------	----------------------



<ないとくる〜ず>

4 自主活動化について

介護予防を目的とした事業に関しては、自身で団体を運営できるように一定期間サポートを行い、自主化を行っています。障がい関連事業等については、当事者の自主運営が困難と思われる場合は、地域ケアプラザの事業として継続し実施していきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

貸室の利用率の推移

貸室部分の利用者は、年間で14,614人、1日平均、約42人。

利用者は、コロナ禍の影響で令和3年度までは低く、令和4年度以降は規制緩和されたことで、増加傾向である。時間帯別では、平日日中の利用率が高く、部屋別で見ると、多目的室の利用率が高い傾向がある。

<貸室の利用率の推移>

	3年度	4年度	5年度	5年度時間帯別			
				午前	午後1	午後2	夜間
多目的室	57%	74%	72%	81%	75%	84%	49%
調理室	17%	28%	32%	41%	46%	36%	6%
地域交流室	22%	27%	25%	25%	35%	30%	8%
ボランティアルーム	44%	47%	45%	60%	48%	38%	35%
合計(人)	10,956	14,021	14,614				

<貸室の利用率の目標> 第5期指定管理期間中は、合計利用者数 15,000人を目指します。

地域ケアプラザの様々な事業等について、情報を発信していくことで、大勢の方にご利用していただくよう努めていきます。

1 広報紙等による広報

広報紙「プラザ便り」(年12回)や自主事業等のチラシによる広報によって、貸室の利用者が増えるよう呼びかけていきます。(施設内配布、他に区等の公共施設へ配布、自治会の回覧や掲示板への掲示依頼等)また、ケアプラフェスタにて団体活動発表を通じて、より多くの方に知っていただく機会を設けます。

2 ホームページによる広報、貸室の空き情報開示

自施設の紹介以外に、貸室の空き情報を開示します。区や隣接する横浜市南部病院のHPへ開閉館時間を掲示します。

3 サブ Co カンファレンスにて情報共有

業務課題の解決のため、日頃から職員間で情報共有を行います。



<広報紙「プラザ便り」>

広報以外の利用率向上や効率的な施設貸出の方法等

- 貸室は、利用が終了した際に、部屋の清掃まで含めて「お部屋ご利用確認シート」でご利用者と職員が確認していきます。
- 感染症対策の一環として消毒セットと室内履きをお忘れになった際の室内スリッパ貸出を行っています。
- 館内に活動団体のパネル展示をすることで、興味をもって頂く様に努めます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティアの登録、育成及びコーディネート

1 ボランティア登録者数（令和6年3月）

ボラ登録者数	活動回数	主な活動
45	94	音楽療法、伴奏、給食、ゲーム進行等

- ①ボランティア活動の担い手育成は、地域ケアプラザに求められる重要な役割です。
②地域ケアプラザとしてのボランティア希望者の発掘・育成に加え、障がい者余暇支援活動では、隣接の横浜市病院協会看護専門学校のボランティアの受け入れを行っています。一緒に食事やゲームなどで交流を行い、ボランティア活動を通じて、地域でお会いした時に気軽にあいさつができる関係づくりを育むとともに、ボランティアのコーディネートにも努めていきます。

1 地域ケアプラザとしてのボランティアの登録、育成

ボランティア活動を希望する方の登録を行い、地域交流事業の運営や登録団体の活動発表の場をつくり、ボランティア活動の育成に努めていきます。

2 福祉ネットワーク（地区社協）との連携

平成31年4月に地区社会福祉協議会と連携して発足した「港南台福祉ネットワーク」は、制度の狭間にある、ちょっとした困りごとを解決する、住民同士の助け合い活動として進めています。定期的及び随時に情報交換し、ボランティア活動の支援・ボランティアの育成に連携して取り組んでいきます。

3 自主事業によるボランティア発掘と育成

- ①障がい者ガイドボランティア研修会を開催し、障がいのある方を支援するボランティアの育成に努めていきます。
②自主事業終了後も積極的に様々なボランティア活動に参加できるよう情報提供し、地域のボランティアの担い手となってもらえるよう声掛けをしていきます。
③ボランティアの交流会を開催し、ボランティアのネットワーク化に取り組んでいきます。

4 シニアボランティアポイントの登録研修

市の介護支援ボランティア「シニアボランティアポイント」事業に参加し、施設や地域でのボランティア活動がより活発となるよう、ボランティアの登録研修会を行っています。

5 福祉教育により、将来ボランティアになる可能性のある若者の育成

- ①小中学生が、障がいのある方との交流や点字・車椅子などの福祉体験の機会を通じて、ボランティア活動や福祉についての理解を深めていくよう取り組んでいきます。
②地域の中学校や近隣の看護学校で認知症サポーター養成講座を開催し、高齢者の理解に努めボランティアに興味を持ってもらえるよう働きかけていきます。

6 区社会福祉協議会（区社協）との連携

地域ケアプラザは、エリア内でのボランティア活動を支援していますが、区社協が区域全体のボランティアセンターの役割を担っていますので、定期的及び随時に情報交換し、ボランティア活動の支援・ボランティアの育成に連携して取り組んでいきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

<港南台地域ケアプラザ登録状況>

令和5年度末の状況

- 1 福祉保健活動団体数 81 団体、利用者数 8,555 人（自治会町内会活動、地区社協活動等）
- 2 福祉保健協力団体数 16 団体、利用者数 1,413 人（趣味活動等）
- 3 登録ボランティア数 109 人

<地区内の人材>

自治会・町内会数：28 団体、地区社協：1 団体、地区民生委員・児童委員数：36 人、
保健活動推進員：17 人、地区シルバークラブ：7 クラブ、友愛活動員数：92 人

地域における活動団体や人材等の情報収集・把握

1 地域ケアプラザへの登録時に把握

- ①貸室申し込み時に、福祉保健活動団体(高齢者、障害者、子育て支援等の当事者団体)、福祉保健活動支援団体(地域各種団体や福祉保健ボランティア団体)の登録を行ってきます。その際の登録情報によって、団体名、活動内容、会員数等を把握していきます。
- ②地域ケアプラザのボランティア登録時に情報(氏名、住所、希望内容等)を把握していきます。

2 地域の各種団体等における人材の把握

- ①地域の町内会、民生委員等各種団体との連携の中で、人材を把握していきます。
- ②福祉ネットワーク(事務局地域ケアプラザ)におけるボランティア情報を把握していきます。
- ③地域ぐるみの活動に積極的に参加して、情報収集を行っています。

3 関係機関との連携による活動団体や人材の把握

区社協では、補助金申請の中で福祉保健活動団体の情報を把握しています。また区民活動支援センターにおいても同様に、地域活動団体や地域で活動しているボランティアの情報を把握しています。地域ケアプラザでは港南区のカンファレンス等を通じて両者と連携し、そういった情報の収集をしていきます。

4 介護に関して地域を支える人材の把握・育成

- ①介護の事業者連絡会等への参加により、地域を支える介護人材を把握していきます。
- ②認知症サポーターにより人材を育成していきます。

地域における活動団体や人材等情報の活用・情報提供等

1 地域や関係団体、関係機関への情報の活用

地域ケアプラザは、地域団体等が事業実施を通して得られた情報や、区や関係機関との連携を通して得られた情報を、必要に応じて地域や関係団体、関係機関へ提供し、それぞれの円滑な事業の実施に役立て、支援していきます。

2 地域ケアプラザ事業における情報の活用

地域ケアプラザで事業を実施する際、把握した団体や人材の情報を活用していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載して下さい。

<基本的な考え方>

- 地域ケアプラザのあらゆる機能・場面を通じて高齢者の生活ニーズを把握していきます。
- 特に、港南台地区社会福祉協議会・港南台福祉ネットワークの活動を通じてニーズを把握し分析していきます。
- 地域に出向いた相談会の開催や地域行事等に参加しながら、地域住民との顔の見える関係づくりを重視し、気軽に相談できる体制作りを行います。
- 相談件数の多いエリアに住む、地域とつながりのない高齢者の個別訪問を行い、生活上のニーズを把握します。

①生活支援体制整備事業の推進は、第一義的には、生活支援コーディネーターがその役割を担うこととされています。しかし、横浜市地域ケアプラザにおいては、地域活動交流コーディネーターが地域のニーズや課題の把握・社会資源の把握・ボランティアの育成・地域住民による活動（ミニデイサービス、居場所づくり等）の支援を行ってきました。そのため、生活支援コーディネーターは、地域活動交流コーディネーターと密接に連携して、生活支援体制整備事業を進めていきます。

②地域ケアプラザの各部門の職員は、様々な活動場面で高齢者のニーズや地域のニーズに日常的に触れているため、それらの活動の中から高齢者等のニーズを汲み取り、生活支援コーディネーター等と共有をしていきます。

③具体的には、以下の日常的な事業で住民の意見等から高齢者等のニーズを把握していきます。

- ・地域ケアプラザの窓口での相談や訪問
- ・民生委員からの情報提供
- ・包括支援センター職員等による地域における様々な事業等
- ・ケアマネジャーによる要介護者・家族への個別支援
- ・移動販売関係者と販売を利用する住民との交流
- ・5職種の連携による出張相談等

④地域住民同士の助け合い活動「港南台福祉ネットワーク」の事務局を担っているため、様々な活動や月に1度開催しているミーティングの中から高齢者のニーズを把握し、新たな資源の考案や包括等の関係機関につなげていきます。

⑤5職種が連携して行う出張福祉相談会は、高齢者が気軽に相談できる場となり、地域ケアプラザとつながりの無かった高齢者の生活ニーズを拾う事が出来るため、今後も様々な形で出張相談会を開催していきます。



<福祉ネットワークの支え合い活動とミーティング>

<地域に出向いた福祉相談会>

⑥7エリアの中でも特に相談件数の多い大規模団地に住む地域と繋がりのない高齢者のお宅へ個別訪問し、生活上のニーズを把握します。また、訪問で得た情報をアセスメントマップとして見える化する事で関係機関等との情報を共有します。エリア内にある分譲団地や戸建てエリアの訪問も順次行い、港南台エリア全体の高齢者の生活ニーズの把握につなげていきます。

⑦エリア内で導入している移動販売は、買い物支援だけでなく住民のコミュニティの場となり、ゆるやかな見守り効果が出ています。その中で得た高齢者の生活上のニーズを把握し、困難ケースの場合は、包括等関係機関と共有し必要な支援につなげていきます。

⑧生活支援体制についての内容、取組み、地域の現状等について、引き続き連合町内会、地区社会福祉協議会をはじめとした地域内の関係団体に説明し、広く理解をいただきながら、地域ニーズの把握をしていきます。



<イオン移動販売と地域コミュニティの場>



<個別訪問とアセスメントマップ作成>

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取り組みを記載してください。

<基本的な考え方>

- 地域ケアプラザのあらゆる機能・場面を通じて、地域活動等の社会資源を把握・分析していきます。
- 把握した社会資源等のリスト化等を行い、地域や関係団体、関係機関と共有できるように取り組みます。
- インフォーマルサービスの情報収集に努め、地域に還元できるように努めます。

- ①区役所や区社会福祉協議会の方針に基づき、資源情報リストの作成に取り組みます。
- ②自治会、民生委員・児童委員等の地域関係者会議に積極的に参加し、地域情報の収集に努め、包括・地域交流各部門と情報を共有します。
- ③地区社協・自治会で行っている事業・サロンを把握し、地域の強みや特徴を生かした事業支援に取り組みます。
- ④地域情報に基づき、地域活動・サービスリストを作成し、地域資源のより正確な把握と活用を目指すとともに、地域内の今後の目標設定や既存団体の支援を図ります。
- ⑤ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビ「Ayamu」を基本とした生活支援の様々なサービス情報を集約し、地域に還元していきます。
- ⑥イオンフードスタイル港南台店（株式会社ダイエー）との連携による「福祉相談会」では、介護相談や健康相談を行いながら、高齢者の生活課題や支援ニーズの把握に努めていきます。
- ⑦イオンフードスタイル港南台店の移動販売日に合わせ、ウエルシア薬局、グリコ、自治会、ケアプラザが連携して「健康・福祉・防災」に関するイベントを開催しました。管理栄養士や薬剤師など様々な専門職に相談が出来る事で、今まで地域と繋がりのなかった高齢者の参加が見られた事から、今後も様々な企業の力を借りられるよう連携を取っていきます。
- ⑧横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（サービスB）の通所型として行われている「こもれびカフェ」では、住民主体のボランティア等と連携を取りながら、要支援認定を受けた高齢者の参加が増えるよう月に1度のミーティングを行いながら連携を深めていきます。
- ⑨生活支援体制整備事業に係るNPO法人や関係機関等と連携しながら社会資源の把握・分析を行っていきます。



<サービスB「こもればカフェ」>



<企業等との連携による健康・福祉・防災イベント>

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組協議体）について、具体的に記載してください。

<基本的な考え方>

- エリア内の大規模団地住民を中心に関係機関が集まり実施する会議へ参加し、現状把握や課題の抽出をする事で、目指すべき地域像を共有することに取り組んでいきます。
- 住民同士の助け合い活動「福祉ネットワーク」のミーティングへ参加し、助け合い活動で把握した高齢者の生活上の声を拾い、その時々地域ニーズに合ったカフェになるよう、話し合いを継続していきます。

- ①エリアの中でも特に相談件数の多い2ヶ所の大規模団地では、高齢化率も高く、様々な課題を抱えているため、それぞれの団地ごとに「UR連携会議」を開催しています。自治会、民生委員、住民等に加え、UR都市機構、移動販売で関わるイオンフードスタイル、集会所の改修で関わる無印良品・MUJIHOUSE、区役所、区社協、ケアプラザ等が議題内容に応じて参加しています。話し合いの中で、住民同士の交流機会を増やす事と自助の強化が必要と判断され、地域イベント開催と「もしもの時プレート」の作成をしました。今後も新たなニーズの把握・分析をしながら、高齢者が暮らしやすい地域を目指し、各関係機関との連携を継続していきます。
- ②「福祉ネットワーク」の活動の中で、地域との繋がりを求める高齢者が多い事がわかり、地域住民同士が交流する場を作ろうと「まろにえカフェぶらっと♪」の開催が決まりました。月に1回のカフェには、毎回25名以上の高齢者が参加し、住民同士の交流を楽しんでいます。
- ③カフェの周知等には民生委員の協力もあり、必要な方へ直接情報をお届けする事が出来ます。また、カフェ参加者がボランティア登録されたり、高齢になったボランティアが活動を継続する場として地域での役割をもち続ける事も出来ます。
- ④今後もカフェ開催を継続しながら関係者等との話し合いを重ね、様々なニーズに対応します。



<UR 連携会議とウォーキングイベント>



<地域交流カフェ「まろにえカフェぶらっと♪」>

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

<基本的な考え方>

○地域における活動やサービスの創出は、生活支援・地域活動交流コーディネーターを中心に、地域包括支援センター職員等と連携しながら、継続的に地域団体、事業者等と話し合いを重ねることで、高齢者の生活ニーズを把握し社会資源へとつなぎます。

- ①住民が主体となり、大規模団地の集会所を利用して開催する地域住民誰もが参加出来る「かもめカフェ」は、年2回開催し、区の保健師による健康チェック、作業所のパンやお弁当販売もあり、一人暮らし高齢者や子育て中の親子も参加され、ご近所同士のつながりの場となる取組として、その実施を継続的に支援していきます。
- ②男性ボランティア団体の「おーじークラブ」は、男性対象の料理教室のメンバーが自主化し、障がい児・者の余暇活動において給食ボランティアとして活動をしています。新たに活動の幅を広げる気持ちがある為、今後は地域ニーズにあった活動を考案する事から、その実施を支援していきます。
- ③全国で立て続けに起こる大きな震災に、不安を感じている高齢者が多くいます。日頃から自助努力をして頂くため、毎年1回ヘルスメイトを講師に迎えて、ローリングストック等の備蓄の仕方や防災時の調理について講義と実習をして頂いています。防災意識を高めるため今後も継続していきます。
- ④コロナ過より、離れて暮らすご家族との連絡をとるために、高齢者がスマホを利用する機会が増えました。いざスマホを購入したものの使い方がわからないという声が多くあった為、ソフトバンク株式会社に講師依頼をし、高齢者対象のスマホ講座を開催しました。1度では理解出来ない、またもう少しレベルを落として欲しい等の意見もあった事から、今後は違う講師等も検討しながら、高齢者が理解しやすい講座を開催していきます。



<かもめカフェ>



<男性ボランティア>



<防災食講座>



<スマホ講座>

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

総合相談支援業務（虐待対応及び権利擁護事業を含む。）

<基本的考え方>

- 総合相談支援業務は、窓口、電話、訪問等により、高齢者・家族、地域団体、介護事業者等様々な相談者から、高齢者の困りごと、介護保険の相談、生活の支援等の多様な相談を全て受け止める高齢者等の支援の入り口とも言える役割を担っています。
- 相談によって受け止めた課題は、地域包括支援センターのみで解決できる場合もありますが、必要に応じて、区役所、区社協、関係機関、地域団体等へつないでいきます。
- 相談を受け止め、課題を解決するため、様々な社会資源を把握していきます。

<総合相談件数> 令和5年度	相談者数（2202件）			
	電話等	来所	訪問	合計
	1157	857	159	2202

相談内容（重複あり）										
介護保険	介護予防事業	行政サービス	インフォーマルサービス	介護・医療	施設入所入院	日常生活課題	苦情	権利擁護	その他	合計
565	4	2	87	206	87	1046	9	99	289	2403

1 個別相談への対応、虐待、権利擁護ケースへの対応

- ①窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い、相談者への適切な対応を行います。介護保険の代行申請もを行い、また、適切な関係機関へつないでいきます。
- ②介護保険の相談が多いので、制度説明、要介護認定の支援を行うとともに、居宅介護支援他の事業者と連携して利用者の希望に沿いながら適切な介護サービスが受けられるように支援してまいります。
- ③虐待や権利擁護の関係の相談については、区や区社協等と連携し対応してまいります。

2 出張相談等

- ①J A横浜での年金支給日に合せた相談会や、イオンでの相談会は、毎月開催してまいります。地区社会福祉協議会主催の「港南台総合福祉相談会」では地域の各種団体と協働して個別相談会を開催しています。
- ②地域住民対象に認知症の勉強会や、消費者被害の予防対策など生活に身近な問題を啓発するための出前講座等を開催してまいります。



<港南台総合福祉相談会>

3 孤独死の防止や介護者のつどい等への取組

- ①高齢者の孤立予防のための「おひとりさまの会」を隔月で開催してまいります。
- ②介護者の孤立感解消と精神的負担軽減のための「介護者のつどい」を隔開催してまいります。

4 振り込め詐欺等防止のための啓発

振り込め詐欺等消費者被害対策として、啓発チラシの所内配布や掲示、地域の会合等の場での配布・説明等も行ってまいります。

<おひとりさまの会>

5 地域の特性の把握、地域における社会資源の把握とネットワーク化

- ① 相談の中から地域の課題を把握し、部門間で連携して解決方法を検討してまいります。
- ② 地域における高齢化・少子化の状況・独居者の増加傾向・町内会ごとの特性等を把握します。
- ③ 地域の組織・福祉保健団体・人材を把握し、これらのネットワーク化を図ってまいります。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症支援事業

<基本的考え方>

- 高齢者、特に75歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症患者数も増えていきます。
- 認知症になっても、地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方と連携して認知症の方を支える取組を行います。
- 認知症を多くの方に正しく理解していただくため、様々な啓発事業を継続的に行います。
- 認知症の方の介護に関する不安を軽減するため、家族を支援するための取組を行います。

1 認知症患者数の推計

(厚生労働省公表推計)

		2022年	2025年推計	2030年推計	2040年推計
国	認知症患者数 (対65歳以上比率)	443万人 (12.3%)	471万人 (12.9%)	523万人 (14.2%)	584万人 (14.9%)

下記の人数は、国の65歳以上高齢者に占める認知症高齢者比率を当てはめた推計値

		2022年			2022年
港南区	高齢者数	61,960人	港南台 ケアプラザ	高齢者数	8,882人
	認知症患者数 推計 (対65歳以上比率)	10,576人 (12.3%)		認知症患者数 推計 (対65歳以上比率)	1,506人 (17.3%)

2 認知症の方を地域で支えられる仕組みづくり

- ①窓口や電話での相談、必要に応じ訪問相談等を行い、相談者・家族への適切な支援調整を行っていきます。
- ②介護保険の代行申請も行い、また、適切な関係機関へ繋いでいきます。
- ③「こんな時ご連絡ください」というチラシを、医療機関、駅、郵便局、スーパー、薬局、新聞販売店等に配布・掲示していただき、「はいかい」が疑われる情報などを地域ケアプラザに連絡していただき、関係機関と連携して対応していきます。
- ④区役所・港南警察署・関係機関で作る「はいかい高齢者SOSネットワーク事業」に参加し、認知症高齢者が行方不明になった場合、早期発見・早期保護するために協力していきます。

3 認知症の正しい理解のための普及啓発

- ①地域住民対象に、寸劇などを交えた認知症の説明会や出張講座などを行っていきます。
- ②企業や地域、小中学校の生徒向けに認知症サポーター養成講座を実施していきます。
- ③法テラスからの弁護士派遣を受け、地域ケアプラザで個別相談会なども開催していきます。

4 認知症の方の家族を支える取り組み

- ①認知症高齢者を抱える家族の約半数は介護の負担を感じています。
「介護者のつどい」のほか、孤立予防のための地域のサロン(隔月)を開催していきます。
- ②認知症の第一人者の杉山先生(写真)や、神奈川県家族の会から世話人をアドバイザーとしてお呼びして「認知症家族のつどい」を開催しています。
- ③ケアプラザの協力医 篠田先生をアドバイザーに迎え、認知症カフェ「ほっとカフェ港南台」を栄養士、看護師と協働して開催し家族の方が気軽に相談できることで、認知症の早期発見、診断につなげていきます。
令和6年度から地域の自治会館などをお借りして地域ケアプラザに来られない方などを対象にした出張版認知症カフェを試行的に開催します。



<認知症家族のつどい>



<出張版ほっとカフェ>

5 消費者トラブル防止のための取り組み

認知症高齢者は、消費者トラブルの被害を受け易いため、トラブル防止のための取組は重要です（ウ 権利擁護業務について 3を参照）。

6 エンディングノートの普及啓発

認知症など判断力が低下する前から「自分の事は自分で決める」自己決定支援としてエンディングノートの書き方講座を定期的を開催していきます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

権利擁護事業

<基本的考え方>

- 困難な状況にある高齢者の権利を守り、尊厳のある生活を維持し、安心して生活することができるよう、関係機関や地域と連携して権利擁護事業に取り組みます。
- 家族による虐待が疑われる場合は、状況をよく把握し、速やかに区役所に報告、区役所と連携して必要に応じて虐待家庭を訪問するなど、虐待防止についての適切な対応を行います。
- 判断能力の低下した方について、成年後見等の制度を適用するための支援などを行います。
- 一人暮らし高齢者や認知症高齢者を守るため、消費者被害の防止のための啓発事業等を行います。

1 高齢者虐待等の早期発見、区と連携した対応

- ①地域包括支援センターの役割として、区民、民生委員、介護事業者などからの様々な相談、情報、通報によって、高齢者虐待等（の恐れ）を発見する役割を担っていきます。
- ②虐待の恐れを把握した場合は、本人の状況、養護者の状況、介護サービス利用状況と関係者の有無、虐待の疑いのある状況を確認していきます。
- ③虐待の場合、緊急避難場所となる介護保険施設等へ入所させることができる権限は区にあるため、把握した虐待に関する情報は、直ちに区の高齢者支援担当に報告していきます。
- ④区の指示に基づき、必要に応じ民生委員と連携、訪問等による状況確認や支援を行います。
- ⑤高齢者虐待を発見する多くは介護保険の中心的な役割になっているケアマネジャーなのでケアマネジャーやサービス事業所向けの虐待防止研修を定期的を開催していきます。
- ⑥地域ケアプラザの職員は、直接的には地域包括支援センター職員（社会福祉士）が虐待についての担当となりますが、その他の地域ケアプラザ職員についても、職員全員に対する虐待防止研修を定期的に行い、虐待に関する意識を高めていきます。

2 判断能力の低下した方のための「成年後見制度」や「区社協あんしんセンター」の活用

- ①認知症などによって判断能力を欠く場合、介護サービスの利用や金銭管理、法律行為を行うための仕組みとして成年後見制度があり、成年後見制度の適用までいかないが、判断能力が十分でない方を支援するための仕組みとしては「市社協あんしんセンター」、「区社協あんしんセンター」があります。そこで地域ケアプラザでは、窓口や電話での相談、民生委員の方や事業者から、判断能力が低下した方の情報を把握した場合は、成年後見制度や「市社協あんしんセンター」、「区社協あんしんセンター」の説明等を行います。
- ②家族の中で適切な意思決定ができる方がいない場合など、成年後見制度の利用が必要と判断される場合は、同制度の申し立てに関する支援を行います。
- ③申立を行える親族がいない場合、区長申立が必要になるため、区役所につながります。
- ④区役所、関係機関で構成する成年後見ネットワーク事業連絡会に参加、事例検討、情報交換を行い、成年後見制度等の普及啓発に取り組みます。

3 消費者被害の防止、啓発

- ①高齢者を狙う悪質商法、振り込め詐欺等の消費者被害対策として、関係機関や民生委員等と連携し、訪問時や地域の会合等の場での啓発チラシの配布・説明等を行っていきます。
- ②民生委員、ケアマネジャー、介護事業者にも、消費者被害に関する情報を提供し、啓発に協力してもらうとともに、被害の早期発見の担い手を増やしていきます。

4 認知症高齢者への支援

認知症高齢者は、自ら権利を守ることが困難なので、その権利擁護業務は重要です。認知症の取り組みは、37頁に記載しています。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

- 様々な課題を抱える高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、介護サービスだけでなく医療に関する情報や地域の様々な社会資源を活用した「包括的な支援」を行うとともに、生活環境の変化等に応じて「継続的な支援」を適切に行うことが必要です。
- 個々の利用者のケアマネジメントを行うのは居宅介護支援事業所のケアマネジャーですので、ケアマネジャーが適切なケアマネジメントができるよう支援することが包括的・継続的ケアマネジメント支援です。

1 ケアマネジャーが包括的・継続的ケアマネジメントを行うための環境づくり

- ①ケアマネジャーが包括的なケアマネジメントを行うためには、事業者による介護サービスだけでなく、利用者の医療に関する情報やインフォーマルサービス（地域住民によって行われている活動）を活用することが重要です。
- ②介護施設も含めた介護サービス事業者情報、医療機関に関する情報だけでなく、地域のインフォーマルサービスに関する情報を把握し、それらの情報をケアマネジャーに提供することにより、包括的・継続的ケアマネジメントを支援します。
- ③ケアマネジャーや医療関係者、インフォーマル団体との情報交換会や研修会を開催して、関係機関との連携体制を作っていきます。
 - ・地域の中核病院であり、同法人である横浜市南部病院の地域連携室や入退院支援センターとともに地域で活動しているケアマネジャー向けに、医療連携に関する研修を年に2回企画、実施し、病院とケアマネジャーがともに学ぶ場を提供していきます（なでしこわきあいあいネットワーク）。
 - ・港南台にある訪問診療クリニックにおいて隔月にて多職種のメンバーで集い、一つのテーマについて気軽に話し合う場を提供していきます（語る会）。

2 ケアマネジャーに対する個別支援

- ①電話、メール、居宅介護支援事業者への訪問などによって、個々の事例対応や制度についてケアマネジャーの相談相手になり、ケアマネジメントへの支援を行っていきます。
- ②支援困難事例について、ケアマネジャーの相談相手となり解決の糸口をとともに考えること、ケアマネジャーを支援できる窓口を紹介すること、必要に応じて同行訪問することなどによってケアマネジメント支援を行っていきます。
- ③新任のケアマネジャーは不安を抱えている場合が多いので、適切なケアマネジメントが行えるよう、高齢者への支援の方向をとともに考えるなどにより、ケアプランの作成指導を行っていきます。
- ④ケアマネジャーが行うサービス担当者会議の開催支援や困難事例の同行訪問、民生委員とケアマネジャーの懇親を目的とした研修会などを行っていきます。また、ケアマネジャーからの希望に基づき、様々なテーマの研修を同法人の横浜市南部病院や地域の医療機関との共催で行っていきます。

- 介護保険法改正によって、医療と介護の連携の推進が包括的・継続的ケアマネジメント支援事業に位置づけられ、地域包括支援センターがその役割の一部を担うことになっています。
- 団塊の世代が75歳以上となる2030年には、港南区の高齢化率は約32%を超えると見込まれています。（港南台地域ケアプラザエリアの高齢化率は、区よりも2%高い。）
- 75歳以上高齢者は、医療や介護が必要になる割合が高く、病院や介護施設のベッド不足等から在宅者が増えていきますので、医療と介護が連携して在宅で支えることが必要になります。

1 要医療・要介護者を支援するための医療と介護の連携

- ①在宅の要医療・要介護者のケアプランを作成する際、訪問介護や通所介護等の介護サービスとともに訪問看護サービス等の医療系サービスをケアプランに組み入れていきます。
- ②定期的に行われるサービス担当者会議などの場面で、医療サービス担当者から、利用者の病気・治療に関する情報や介護時の医療面からの助言などの情報提供を受けていきます。
- ③介護サービス担当者は、サービス提供時の利用者に関する情報で気づいた点などの情報提供を医療サービス担当者に行っていきます。
- ④また、入院中の要医療・要介護者が退院する際、スムーズに要介護認定を申請することや在宅介護サービスを受けられるよう介護サービス事業者と調整することが重要です。
- ⑤そのため、病院とも連携し、病院から在宅へのスムーズな移行を支援していきます。

2 連携のための医療・介護関係者の相互協力体制の構築

- ①医療・介護従事者が、連携して要医療・要介護者の支援を行うためには、医療・介護従事者が相互の役割を理解することが重要です。区内主任ケアマネジャー部会と合同で、医師会、薬剤師会、医療相談担当者（MSW等）との情報交換会や研修会を開催していきます。
- ②①の検討会に地域の訪問看護師連絡会、訪問介護事業者連絡会、地域在宅医療相談等の関係者の参加を促して、情報交換や連携方法の検討等を行い、地域の医療と介護に関する協力体制を築いていきます。
- ③区内の包括で協働して、医療機関や薬局等に地域包括支援センターの連絡先や担当地域を記載したチラシを配布して、地域住民が速やかに支援を受けられるよう取り組みます。
- ④地域ケア会議や研修会への医療機関等の参加を依頼し、密接な連携が取れるよう顔の見える関係を構築していきます。

3 医療や介護に関する地域の方への啓発事業

地域ケアプラザにおいて同法人である横浜市南部病院の医師や看護師等に依頼して、地域住民向けの医療講座を開催するとともに、介護に関する説明会等を実施し、医療や介護に関する正しい知識の啓発に努めていきます。

4 医療・福祉の連携事業を支援（医福ネット港南、語る会、なでしこわきあいあいネットワーク）

医療と福祉の連携事業「医福（いっぶく）ネット港南」では、区内の医師やケアマネジャー等、多職種が参加しています。その中、事務局として研修の運営を企画・開催していきます。また、地域内のクリニックで隔月に開催する「語る会」では、ケアマネジャーやサービス提供事業所、地域の医療機関との合同勉強会や交流会を開催し、顔の見える関係づくり、一歩進んだ連携を進めていきます。「なでしこわきあいあいネットワーク」では地域の中核病院であり、同法人である横浜市南部病院の地域連携室や入退院支援センターとともに地域で活動しているケアマネジャー向けに医療連携に関する研修を企画、実施し、病院とケアマネジャーがともに学ぶ場を提供していきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域ケア会議

- 国は、地域包括支援ネットワークを構築するための有効な手法として、地域ケア会議を位置づけました。
- 地域ケア会議は、「高齢者個人に対する支援の充実」と「それを支える社会基盤の整備」を同時に推進し、地域包括支援システムを実現させるための重要な手法として期待されています。
- 地域ケア会議は、「個別レベル」「日常生活圏域レベル」「区レベル」等の会議があり、それぞれのレベルでネットワークの構築を進めることとされています。

1 個別レベルの地域ケア会議の開催

- ①個別課題のケア会議を開催して、利用者の自立支援と担当ケアマネジャーの業務支援を行います。
- ②利用者の方が住み慣れた地域で生活していくためのシステムについて、参加者と検討しその手法を参加者が地域に持ち帰り共有することで、地域包括ケアシステムの基盤の構築につなげていきます。

2 日常生活圏域レベルの地域ケア会議の開催

- ①個別課題の解決や地域課題の抽出を行うために、関係する地域の医療・介護・インフォーマルサービスを含めた多職種が参加する地域ケア会議を開催していきます。
- ②会議で抽出された課題や対応方法を共有し、地域課題を反映したネットワークの構築を協同して進めるとともに、地域におけるインフォーマルサービスの開発等について検討していきます。



ケース1：令和4年7月

「ごみ屋敷」（個別）

→本人の意思決定と支援に繋がるまでのプロセスについて意見交換をした。



ケース2：令和5年8月

「認知症と思われる方の万引きについて」（エリア）

→スーパーやコンビニと認知症の方の対応について共有した。



ケース3：令和6年9月

「関わりを拒否する認知症と思われる独居高齢者について」（個別）

→今まで支援をしてくれている住民の方々と支援方針について共有することができた。

3 区レベルの地域ケア会議への参加

区レベルの地域ケア会議に参加し、区内の医療・保健・福祉関係者が、日々の業務の中でより連携が図れるよう課題や制度改正等の必要な情報交換を行います。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

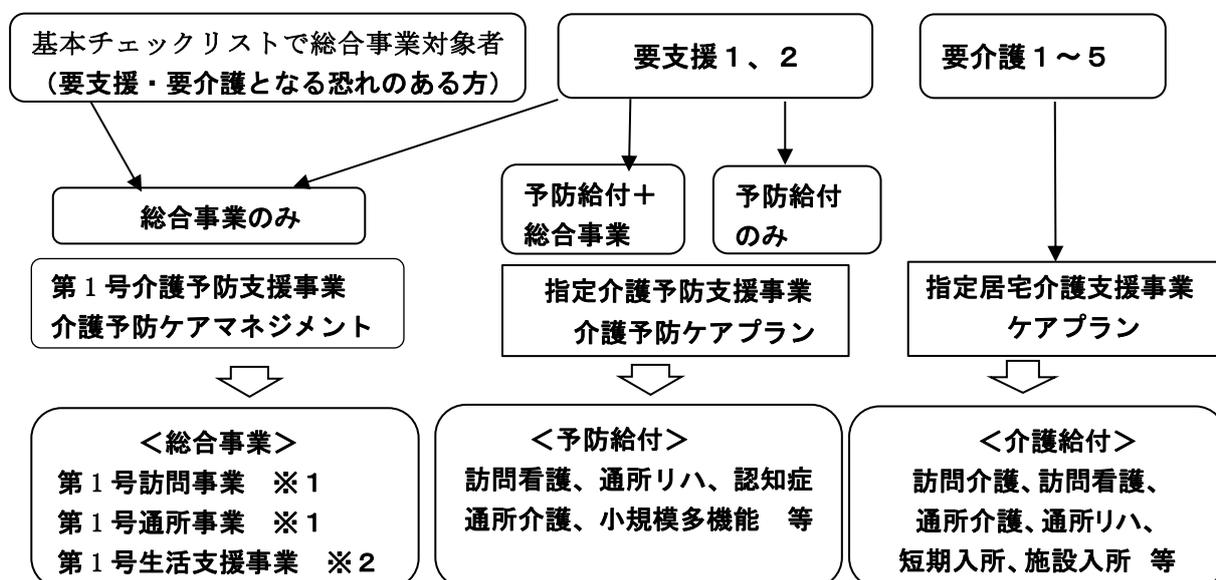
介護予防ケアマネジメント事業

<指定介護予防支援事業とは>

- 要支援者が介護予防給付（サービス）を受けるために、どのサービスを、どれだけの時間・回数を提供するかについて、サービス利用者の状況等を踏まえて検討し、計画を立てます。
- 要支援認定者のうち、「予防給付のみ」「予防給付＋総合事業」を利用する方のプランを、介護予防ケアプラン、同プランを作成する事業を「指定介護予防支援事業」と言います。

<第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）とは>

- 基本チェックリストによって抽出された「要支援等になる恐れのある方」及び「要支援認定者」で「総合事業のみ」を受ける方のプランを作成することを介護予防ケアマネジメントと言ひ、同プランを作成する事業を第1号介護予防支援事業と言います。



※1 従来の介護事業者が提供する訪問介護、通所介護に加え、住民主体の訪問型、通所型サービスも含む

※2 住民ボランティア等が行う見守り、栄養改善を目的とした配食サービス等

<介護予防ケアマネジメント>

1 基本チェックリストによる要支援・要介護となる恐れのある方の把握

- ①相談するきっかけとなるよう地域の様々な場面で介護予防の情報を発信していきます。
- ②様々な相談業務や地域行事等の中で生活が不活発となっている高齢者を抽出します。
- ③基本チェックリストを使い、機能低下リスクを判定するとともに介護予防啓発に努めます。
- ④基本チェックにおける総合事業対象者及び要支援者で総合事業のみを利用する方については、何故、生活機能が衰えているのかをアセスメント（課題分析）し、必要に応じて担当者会議を開催し、生活機能改善の目標を定めて介護予防のための介護予防ケアマネジメントを行います。
- ⑤要介護等の恐れのある方が要支援者になっても、継続したケアマネジメントを行います。

2 介護予防ケアマネジメント、介護予防ケアプラン対象エリア＝包括支援センターエリア

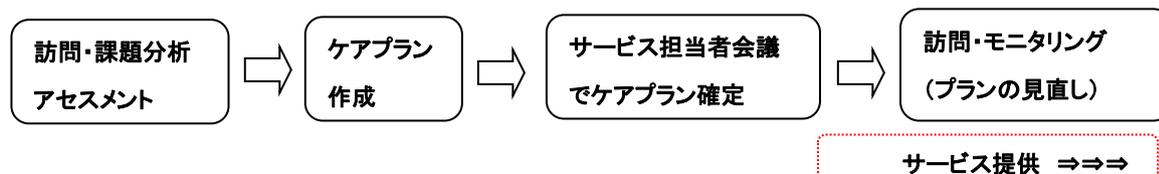
- ①港南台地域ケアプラザが担当する地域包括支援センターエリアは、港南台1～9丁目です。
- ②港南台の包括エリア内の介護予防ケアマネジメント・介護予防ケアプランの作成は、すべて港南台地域ケアプラザが行います。（ケアプランの一部を居宅介護支援事業者に委託します。）

3 介護予防ケアマネジメント及び介護予防ケアプランの作成実績

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和6年度	338	328	333	339	341	338	—	—	—	—	—	—	2,017
令和5年度	321	337	321	315	333	338	333	353	322	317	340	349	3,979
令和4年度	323	326	331	334	316	321	323	332	321	320	321	328	3,896

4 介護予防ケアプラン及び介護予防ケアマネジメントの作成等の流れ

- ①高齢者が主体的に介護予防に取り組めるよう、個人の生活に合わせて総合的な支援を行うとともに、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう支援していきます。



- ②介護予防ケアプランも介護予防ケアマネジメントも基本的には、同じ流れで、課題分析、プラン検討、作成が行われます。

- ③しかし、介護予防ケアマネジメントでは、担当者会議の省略、モニタリング頻度を減らす、初回のみでのケアマネジメントとするなど簡略化したケアマネジメントとなる場合があります。

5 地域の様々な資源の活用

- ①サービス事業者、保健、医療、福祉の関係機関、地域のインフォーマルサービス（公的な介護保険サービスでない、地域団体等による福祉活動・サービス）との連携が不可欠なため、共同の勉強会やケース検討会等を通じてネットワークを強化していきます。

- ②地域ケアプラザのコーディネーターは、民生委員など地域の方とインフォーマルサービスの情報を共有していきます。必要に応じて、地域のインフォーマルサービスもプランの中に位置付けていきます。

6 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント担当職員の確保及び人材育成等

- ①該当する地域包括支援センターエリア内の介護予防ケアマネジメント（プラン作成）は、すべて地域包括支援センター職員（保健師職を中心に）が行うことになっています。

- ②保健師職を中心に主任ケアマネジャー、社会福祉士、及び介護予防プランナーの地域包括支援センター職員が連携して、介護予防ケアマネジメント・介護予防プランの作成に努めていきます。

- ③但し、プランの一部は、居宅介護支援事業者に委託できることとなっていますので、自立に向けた効果的なケアマネジメント実施に係る人員確保のためにも、できる限り委託を推進していきます。

- ④居宅介護支援事業者への委託の際は、公正中立性を確保するために、サービス利用者の方に選択肢を提示、利用者の方の意見を尊重しつつ委託することによって、プランを作成していきます。

- ⑤利用者の自立に向けたケアマネジメント能力向上のために、プラン作成担当者向けの研修会を、定期的に開催していきます。

- ⑥本研修会においては、介護予防ケアプラン等の委託を行った場合の受託事業所のケアマネジャーの質の向上も図っていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

<介護予防・認知症予防の重要性>

- 介護保険制度開始以来、軽度認定者の方の増加率が高いと言われています。
- 要介護状態になった原因は、軽度の方は、高齢による衰弱、関節疾患、骨折・転倒の割合が高く、徐々に生活機能が低下する廃用症候群に該当する方が多いと言われています。

<基本的考え方>

- 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の方とともに、健康づくりや体力づくりの場を増やしていくとともに、介護予防・認知症予防の啓発に取り組んでいきます。
- 地域ケアプラザにおける自主事業等も介護予防・認知症予防の観点から様々な事業を展開していきます。

1 地域の方と連携した介護予防・認知症予防の普及啓発

- ①地域における高齢者の集まり、自治会での相談会や元気づくりステーションに定期的に参加し介護予防の啓発を行います。
- ②地域の活動団体と共催で、今後も高齢者の特性を踏まえた介護予防講座や、認知症予防講座を実施し、様々な場面で介護予防・認知症予防の啓発に努めていきます。
- ③地域での啓発推進のため、認知症サポーター養成講座を継続し、認知症サポーターを増やしていきます。
- ④地域の文化祭やチャリティーバザーにて、地域ケアプラザのブースを出展し健康相談や認知症相談を行っていきます。



<認知症サポーター講座>



<イオン相談会>

2 企業と連携した健康づくり

近隣のイオンや移動販売にて、健康や認知症予防に関する相談を行っていきます。

3 元気づくりステーション等の支援

介護予防に取り組む地域活動「元気づくりステーション」を地域の方と一緒に活動していきます。

からだ「すっきり！」体操教室

平成24年に港南区初の「元気づくりステーション」が港南台エリアに出来ました。月2回の体操教室は自主化し、今後も区役所と協働支援を継続していきます。

つぐみ元氣いきいきクラブ

平成26年から、つぐみ団地の民生委員が地域の高齢化を心配し、認知症予防につながる3Aとストレッチを中心にした体操教室を引き続き実施します。

マロニエ三和会

平成31年から、北、うぐいす、駅前プラザの3自治会が協働して実施する介護予防の会です。月2回の認知症予防に繋がる音楽療法と認知症予防運動プログラム「コグニサイズ」を中心にした体操教室を引き続き実施します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

<地域包括ケアシステムと地域包括支援センターネットワーク構築の必要性>

- ① 2030年には、団塊の世代が80歳以上となります。80歳以上の方は、介護が必要な割合がかなり高いため、要介護や認知症の高齢者が急増することが見込まれています。
- ② 病院や介護施設の入院・入所枠の大幅増は困難であり、多くの要介護者や認知症高齢者の地域での在宅生活を支えるためには、地域包括ケアシステム構築が求められています。
- ③ 地域包括ケアのためには、地域におけるボランティア等のインフォーマルサービスと、行政、医療介護専門職、関係機関等のフォーマルサービスの連携が不可欠です。
- ④ そのためには、多くの職種がネットワークを構築し、地域における共通課題を解決する方策を検討することが求められています。

1 地域ケア会議の推進

- ① 港南台地域ケアプラザの圏域を対象に、多職種が一堂に会し、個別ケースについて課題検討する地域ケア会議（年3回開催予定）を開催し、ネットワークを構築していきます。

地域ケア会議の参加者

区、区社協、包括専門職、ケアマネジャー、医師、介護事業者、医療関係者、民生委員等

- ② 個別課題の検討の積み重ねにより、共通する地域課題を発見・把握していきます。

共通課題の例

- ・ ケアマネジャーのサービス計画書に、自立支援の視点を入れるマネジメントの支援。
- ・ 困難事例や多問題ケースを、地域の中で共有した問題としてとらえる。
- ・ 認知症などによる問題が、地域の関係者のみでは対応が難しくなってきた。

- ③ 共通する地域課題から、インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、地域で必要な資源が結びつくように、研修会を開催して地域に働きかけていきます。

必要な資源開発の例

- ・ 認知症の方の生活問題を見守っていく住民のネットワーク
- ・ 地域の方が中心となって、高齢者が参加できるサロンを立ち上げる。
- ・ 地域の方が、健康ウォーキングや健康体操など行う場をつくることを支援する。
⇒ 地域ケアプラザの地域活動交流機能を活用し、地域に働きかけていきます。
⇒ インフォーマルサービスのケアプランへの位置付けをケアマネに働きかけていきます。

- ④ 日常生活圏域内で解決困難な課題は、区市レベルでの施策化について提言していきます。

2 他職種が集まる様々な場面でのネットワークの構築

地域ケア会議の他、他職種が集まる様々な場面を活用し、ネットワークを構築していきます。

- | | |
|------------------|---------------------|
| ① 介護サービス担当者会議 | ② 成年後見ネットワーク事業連絡会 |
| ③ 認知症高齢者ネットワーク事業 | ④ 地域包括支援センター専門職連携会議 |
| ⑤ 医療と介護の連携会議 | ⑥ 地区支援チーム |

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

<居宅介護支援事業とは>

要介護認定を受けた方が在宅で介護サービス（訪問介護や通所介護、短期入所等）を受けるためには、どのサービスを、どれだけの時間・回数を提供するか等について、サービス利用者の状況等を踏まえて検討し、計画を立てることが必要です。これを、ケアプランと言い、ケアマネジャーが作成しますが、要介護1～5の方のケアプランを作成する事業を「居宅介護支援事業」と言います。

居宅介護支援事業 月別延べ利用者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
令和6年度	78	85	94	96	106	100	-	-	-	-	-	-	559
令和5年度	78	68	71	65	79	73	77	74	73	72	72	78	880
令和4年度	85	81	86	84	85	77	79	86	80	77	70	78	968

基本方針

- 公の施設における居宅介護支援であることを常に意識し、持っている能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、また、必要な介護サービスが適切に利用できるようなケアプランの作成に努めます。
- 利用者の立場に寄り添い、意思を尊重したケアプラン作成に努めます。

1 居宅介護支援事業のエリア

港南台地域ケアプラザの指定申請時の届出エリアは、港南区、磯子区（洋光台一丁目～六丁目）、栄区（小山台一丁目及び二丁目、元大橋一丁目及び二丁目、若竹町）です。

2 ケアプランの作成

- ①ケアプランに位置付けるサービスが特定の事業者には偏らないよう、利用者による事業者の選択を尊重し、公正中立なプラン作成に努めていきます。
- ②定期訪問及び必要に応じ自宅を訪問しモニタリングを実施（再評価）し、本人の心身の状態や家族の事情の変化に伴い、適切なサービスが利用できるようします。
- ③年1回アンケートを行い、利用者の声を支援に生かしていきます。
- ④退院時カンファレンスや往診時に同席することで利用者の状態を把握するとともに、医療職との連携に努めていきます。また、定期的開催している「なでしこわきあいあいネット」「医福ネット港南」「語る会」（医療職・介護職との研修や意見交換会）等に参加することで、引き続き支援者間で顔の見える関係の構築をめざしていきます。

3 介護予防支援事業者、関係事業者との連携

利用者の状況の変化に対応したプラン変更が行われるなど、担当者会議や連絡会等を通じ介護予防支援事業者や関係事業者との連携に努めます。

4 ケアプラン作成担当職員の質の向上と公正中立性の確保

- ①ケアマネジメント能力向上のために、ケアマネ連絡会や各種研修会に参加していきます。
- ②介護サービスを位置づける際は、公正中立性を確保し、利用者の選択権を尊重します。
- ③介護保険サービスだけでなく、地域資源（介護保険外サービス）の情報収集に努めることで、適切な支援を提案していきます。
- ④個人情報漏洩防止に万全の注意を払い、個人情報保護に関する研修を定期的に行います。
- ⑤電話、相談、訪問等では、言葉遣いや態度等、丁寧な対応を心がけていきます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

地域ケアプラザの運営財源1 指定管理料

地域活動交流（貸室、自主事業）、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター事業、介護予防事業については、横浜市からの指定管理料で運営されています。

1 地域活動交流事業、生活支援体制整備事業、地域包括支援センター事業 (千円)

項目	地域活動交流事業		地域包括支援センター事業	
	金額	経費に対する考え方	経費に対する考え方	金額
人件費	11,352	所長（兼務1／8）、 地域活動交流コーディネーター サブコーディネーター（非常勤） 事務員（兼務）	所長（3／8兼務） 社会福祉士 主任ケアマネジャー 保健師 生活支援コーディネーター 事務員（常勤・非常勤）	32,015
事業費	448	各種自主事業実施経費（広報・印刷費、講師謝金等）		339
事務費	894	各事業実施のための備品費、消耗品費、交通費・ガソリン代、 通信運搬費等		1,851
管理費	9,273	光熱水費、施設の保守管理費、小破修繕費等 ※施設内経費を、事業ごとに按分		2,192
その他	3,489	管理費 小破修繕 協力医		1,558
その他	-1,978	施設使用料相当額、介護保険収入より充当		-469
合計	①23,478			②37,486

2 介護予防事業費 154千円 (③)

3 指定管理料 合計額 61,118千円 (①+②+③)

4 利用者サービス向上のための経費、修繕費への配分

- ①利用者サービス向上のため、目安箱を設置し、利用者からの施設の改善要望に対して、できる限り優先的に経費の配分を行っていきます。
- ②施設を安全で快適に利用していただけるよう、修繕の必要箇所が見つかった場合には、できる限り速やかに修繕等を行っていきます。

5 運営費節減に関する基本的考え方

- ①極力経費節減を図りつつも、利用者の方の満足度を低下させないよう取り組んでいきます。
- ②光熱水費については、節減に取り組んでいきます。
 - ・夏季室温 28 度、冬季室温 20 度の設定を基本に利用者のニーズを把握しきめ細かく対応
 - ・使っていないパソコンは電源OFF
 - ・空き室の消灯
 - ・トイレの節水呼びかけ 等
- ③IT化により用紙の出力は極力減らし、印刷時には「両面印刷」及び「集約印刷」を実施しペーパーレス化に努めます。
- ④自主事業の材料費等については、適切な実費を参加者からいただいています。
- ⑤プラザ祭りなどについては、企業の協賛等も得ています。
- ⑥利用者の方がコピー機等を使用する場合は、適切な実費をいただいています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

地域ケアプラザの運営財源 2 利用料金

事業種別		運営財源
介護保険事業 (給付関連事業等)	居宅介護支援、 第1号介護予防支援 (ケアプラン作成事業)	介護報酬(10割) ※利用者負担なし (条例上は、利用料金として位置付け)

※ 介護保険給付事業である居宅介護支援事業は、横浜市地域ケアプラザ条例上、施設の利用料金として位置付けられていますが、いわば独立採算の事業として、介護報酬等の範囲内で運営されています。

1 利用料金の収支の活用

指定管理料に係る事業(地域活動交流、生活支援体制整備、地域包括支援センター)で、単年度の赤字が生じた場合は、居宅介護支援事業の収支差額から補填します。

2 介護保険事業(給付関連事業等)における運営効率性についての考え方

- ①介護報酬の中で、適切な運営と必要なサービス提供が損なわれないよう取り組んでいきます。
- ②介護保険事業の経費は人件費に負うところが大きいため、各部門に必要な不可欠な常勤職員を確保するとともに非常勤職員を活用することで、介護報酬内で効率的な運営ができるよう努めていきます。
- ③運営費節減だけでなく、利用者数の増加が運営効率化の大きな要素であるため、様々なPRを進め、信頼される事業者となることによって、利用者を獲得していくことを目指します。

3 運営費節減に関する基本的考え方

- ①極力経費節減を図りつつも、要介護者の方に対する事業であることを配慮し、利用者の方の満足度を低下させないよう取り組んでいきます。
- ②光熱水費については、できる限り節減に取り組んでいきます。
 - ・夏季室温28度、冬季室温20度を基本に設定いたしますが、要介護の方の状態やニーズを把握し、きめ細かく対応していきます。また、貸室に節制のためのポスター掲示をし、貸館利用者へ周知をしています。
- ③IT化により用紙の出力は極力減らし、印刷時には「両面印刷」及び「集約印刷」を実施しペーパーレス化に努めます。

指定管理料提案書
(横浜市港南台地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	<input type="checkbox"/>	12,688,750円	12,713,625円	12,738,500円	12,763,375円	12,788,250円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	<input type="checkbox"/>					
事業費	自主事業 運営協議会経費		<input type="checkbox"/>	447,500円	447,500円	447,500円	447,500円	447,500円
事務費	旅費 消耗品 印刷製本 通信費 振込手数料 リース料 地域協力 費 研修費 備品購入 施設賠償 責任保険 自販機目的外使用料		<input type="checkbox"/>	1,379,750円	1,379,750円	1,379,750円	1,379,750円	1,379,750円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)		<input type="checkbox"/>	10,603,000円	10,603,000円	10,603,000円	10,603,000円	10,603,000円
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円			474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>				-24,875円	-47,750円	-74,625円	-99,500円
合計				25,593,000円	25,593,000円	25,595,000円	25,593,000円	25,593,000円
うち団体本部経費								

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象 【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	32,732,750円	32,835,827円	32,938,904円	33,041,981円	33,145,058円
	賃金水準 スライド対象外 【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>					
事業費	自主事業	<input type="checkbox"/>	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
事務費	旅費 消耗品 印刷製本 通信費 振込手数料 リース料 地域協力 費 研修費 備品購入 施設賠償 責任保険	<input type="checkbox"/>	1,135,200円	1,135,200円	1,135,200円	1,135,200円	1,135,200円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	1,782,000円	1,782,000円	1,782,000円	1,782,000円	1,782,000円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円	/	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円	/	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>	/	-2,765,950円	-2,869,027円	-2,972,104円	-3,075,181円	-3,178,258円
合計			33,670,000円	33,670,000円	33,670,000円	33,670,000円	33,670,000円
うち団体本部経費							

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額										
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度						
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象外 ・生活支援Co	<p style="color: red;">個人の給与が推測される可能性があるため、 非公表とします。 (人件費のみ非公表としても、合計額から逆算できるため、 事業費・事務費も非公表とします)</p>										
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外 ・生活支援Co											
事業費	事業費												
事務費	旅費 消耗品 印刷製本 通信費 振込手数料 リース料 地域協力 費 研修費 備品購入												
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>									-10,000円	-20,000円	-30,000円	-40,000円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円						
うち団体本部経費													

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	介護予防事業費		154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費			0円	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市港南台地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	25,593,000円	25,593,000円	25,595,000円	25,593,000円	25,593,000円
		地域包括支援 センター運営事業	33,670,000円	33,670,000円	33,670,000円	33,670,000円	33,670,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			65,602,000円	65,602,000円	65,604,000円	65,602,000円	65,602,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	3,140,000円	3,156,000円	3,172,000円	3,188,000円	3,204,000円
		居宅介護支援事業	17,085,000円	17,154,000円	17,223,000円	17,292,000円	17,362,000円
			20,225,000円	20,310,000円	20,395,000円	20,480,000円	20,566,000円
		その他収入	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
			85,927,000円	86,012,000円	86,099,000円	86,182,000円	86,268,000円
支出	内訳	人件費	67,200,000円	67,334,000円	67,468,000円	67,602,000円	67,737,000円
		事業費	1,030,000円	1,030,000円	1,030,000円	1,030,000円	1,030,000円
		事務費	7,366,000円	7,366,000円	7,366,000円	7,366,000円	7,366,000円
		管理費	9,297,500円	9,297,500円	9,297,500円	9,297,500円	9,297,500円
		その他	0円	0円	0円	0円	0円
			84,893,500円	85,027,500円	85,161,500円	85,295,500円	85,430,500円
	うち団体本部経費						
収支		1,033,500円	984,500円	937,500円	886,500円	837,500円	

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書 (横浜市港南台地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人
	②	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	0.3000人	0.3000人	0.3000人	0.3000人	0.3000人
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。					
	配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	0.7226人	0.7226人	0.7226人	0.7226人	0.7226人
	②	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
		配置予定人数	0.3000人	0.3000人	0.3000人	0.3000人	0.3000人
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	個人の給与が推測される可能性があるため、非公表とします。				
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

団体の概要

(令和 7 年 1 月 15 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじんおんしざいだんさいせいかいしぶかながわけんさいせいかい) 社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会						
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。							
(ふりがな) 名称	()						
所在地	〒 2 2 1 - 0 8 2 2 横浜市神奈川区西神奈川一丁目 1 3 番地 1 0 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)						
設立年月日	明治 4 4 年 5 月 3 0 日						
沿革	明治 4 4 年 5 月に、明治天皇の御下賜金を基金として、恩賜財団として本会が設立されると同時に、神奈川県支部が設立される。大正 2 年 9 月に、本会第 1 号病院として神奈川県病院を開設、その後、医療・福祉・保育・保健分野で、計 2 1 施設を次々に開設し、現在に至る。						
事業内容等	<p>○神奈川県支部は、発足以来、常に「済生」(生命を救う)の心を基に、地域の基幹となる公的医療機関として 6 病院を運営するとともに、1 5 の福祉介護施設を運営しています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">病院</td> <td>横浜市地域中核病院(東部病院、南部病院)、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉・介護施設</td> <td>わかくさ(特養ホーム)、湘南苑(老人保健施設)、わかくさ保育園、金沢若草園(障害福祉サービス事業所)、サルビア(重症心身障害児(者)施設)、4か所の訪問看護ステーション(かながわ、南部、わかくさ、平塚)、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなとの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ(菅田、港南台、六浦、能見台)</td> </tr> </table> <p>○職員数：常勤 3,684 人、非常勤：810 人、計 4,494 人(令和 6 年 3 月末現在)</p>			病院	横浜市地域中核病院(東部病院、南部病院)、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院	福祉・介護施設	わかくさ(特養ホーム)、湘南苑(老人保健施設)、わかくさ保育園、金沢若草園(障害福祉サービス事業所)、サルビア(重症心身障害児(者)施設)、4か所の訪問看護ステーション(かながわ、南部、わかくさ、平塚)、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなとの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ(菅田、港南台、六浦、能見台)
病院	横浜市地域中核病院(東部病院、南部病院)、神奈川県病院、東神奈川リハビリテーション病院、若草病院、湘南平塚病院						
福祉・介護施設	わかくさ(特養ホーム)、湘南苑(老人保健施設)、わかくさ保育園、金沢若草園(障害福祉サービス事業所)、サルビア(重症心身障害児(者)施設)、4か所の訪問看護ステーション(かながわ、南部、わかくさ、平塚)、平塚市袖ヶ浜デイサービスセンター、平塚市地域包括支援センターみなとの他、4か所の横浜市地域ケアプラザ(菅田、港南台、六浦、能見台)						
財務状況 ※直近 3 か年の事業年度分 (単位：千円)	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度			
総収入	支部神奈川県済生会の財務状況について、 公にされていない情報のため、非公表とします。						
総支出							
当期収支差額							
次期繰越収支差額							
連絡担当者	個人情報のため、非公表とします。						
特記事項							